

第2期

壬生町地域福祉計画

壬生町地域福祉活動計画



©TOMYTEC / イラスト: MATSUDA98

平成31年3月
壬生町
壬生町社会福祉協議会

ごあいさつ

今日、少子高齢化・人口減少がますます進行し、地域や家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。それに伴い、高齢者や障がい者、子育て世帯など、支援を要する住民の方々の抱える課題も、複雑かつ多様化しつつあります。

こうした状況の中、誰もが安心して暮らすことのできる町づくりのためには、行政サービスのさらなる充実に加え、家族や地域の人々による支え合い、助け合いが重要となってまいります。

本町におきましては、住民・地域・行政・社会福祉協議会のそれぞれの役割を定め、ともに支え合い、助け合う地域ぐるみの福祉を推進するための指針として、平成26年3月に第1期「壬生町地域福祉計画・壬生町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

そしてこのたび、第1期計画が平成30年度に期間満了を迎えるにあたり、「みんなで支え合い すべての人が暮らしやすい安心で快適な 福祉のまち みぶ」を基本理念として新たに第2期計画を策定いたしました。計画の策定にあたりましては、第1期計画の理念を継承しつつ、住民の方々のご意見や近年の社会情勢の変化等を反映させ、新たな課題にも対応しております。

今後も、本計画の基本理念の実現を目指し、さらなる地域福祉の推進に努力してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に貴重なご意見やご提言をいただきました壬生町地域福祉計画策定委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様、並びに地域福祉懇談会に参加していただいた皆様をはじめ、ご協力いただいた方々に心から感謝申し上げます。



平成31年3月

壬生町長 小菅 一弥

ごあいさつ

壬生町社会福祉協議会では、平成25年3月に第1次地域福祉活動計画を策定し、高齢者サロンの拡充、ボランティアの育成、生活困窮者対策等に取り組み、地域福祉の推進を実践してきました。



しかしながら、近年、超高齢・少子社会の急速な進展、家庭や地域のつながりの希薄化、更には、近年多発する自然災害や社会的孤立、虐待、子どもの貧困など、地域の福祉課題は複雑かつ顕在化しており、より深刻な状況となっております。

こういった社会状況の変化や新たな課題に対応するため、第1次地域福祉活動計画の成果や課題を検証し、「みんなで支え合い すべての人が暮らしやすい安心で快適な福祉のまち みぶ」を基本理念とした第2次地域福祉活動計画は、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有し、効率よく事業を実施するため、町が策定する「第2次地域福祉計画」と一体的に策定しました。

誰もが壬生町に住んでいて良かったと思える地域づくりを進めるためには、公的サービスの充実はもちろんのこと、地域住民やボランティアやNPO法人等の各種団体、事業者などが助け合い、支え合うことが必要となります。

本会では、地域福祉推進の中核的な役割を担うべく、役職員一丸となって計画を推進してまいりますので、町民の皆様には、より一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご指導やご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人壬生町社会福祉協議会 会長 櫻井康雄

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉とは	2
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	3
4. 計画の位置づけ	6
5. 計画の策定体制	7
6. 計画の期間	8

第2章 壬生町の現状と課題

1. 人口や世帯の状況	9
2. 支援を必要とする町民の状況	12
3. ボランティア団体の状況	14
4. アンケート調査及び地域懇談会について	17
5. 壬生町の地域福祉に関わる課題	33

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	35
2. 基本目標	36

第4章 施策の内容

基本目標1. 地域福祉推進体制づくり	39
基本目標2. ふれあい・支えあいづくり	49
基本目標3. 安心、快適な環境づくり	57

第5章 計画の実現のために

1. 計画内容の周知徹底	73
2. 関係機関等との連携・協働	73
3. 計画の進捗管理	73
4. <町民の皆様へ>	74

資料編

1. 策定の経過	75
2. 壬生町地域福祉計画策定委員会設置要綱	76
3. 壬生町地域福祉活動計画策定基本方針	78
4. 壬生町地域福祉計画策定委員会委員名簿	79

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・人口減少等に伴い、住民の福祉ニーズは複雑かつ多様化しています。介護と育児を同時に抱えている世帯（ダブルケア）、高齢の親と働いていない子が同居している世帯（8050問題）等、従来の子ども、高齢者、障がい者などといった対象に応じて提供される「縦割り」の福祉サービスでは、対応しきれなくなっています。そこで、複合的かつ複雑な問題にも対応できるよう、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる包括的な取り組みが不可欠となります。

また、少子高齢社会をだれもがいきいきとして生活することができる社会としていくためには、福祉・保健・医療の連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが重要です。

本町の将来構想として平成28年3月に策定した「壬生町第6次総合振興計画 前期基本計画」では、「子育て・健康・王力がキラリ 幸せ実感 住みよい“壬生町”」を将来像として定めています。

福祉の分野では、「みんなで支え合い 健康で元気に暮らせるまち～ともに支え合い 暮らせるまちづくり～」の実現に向けて、町民が地域の中で安心して生活できるように関係機関と連携を強化し適切な支援を行い、地域福祉の充実を図ることとしています。

そこで、総合計画の方針に対応するとともに、高齢者、障がい者、子ども育成、保健・医療などの各分野において、連携しながら、福祉・保健・医療の充実を図るため、壬生町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定します。

なお、策定にあたり、町民意識調査や地域懇談会、パブリックコメント[※]を実施するなど、町民の意見を反映することにより、さらなる地域福祉の充実を図り、子どもから高齢者まで、安心して生活できるようなまちを築きあげていくための計画とします。

また、町民、地域、行政の協働のもとに、自助、互助、共助、公助の連携によって地域生活課題を解決し、だれもが住みよい福祉社会の実現を目的とします。

[※] パブリックコメント：重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。

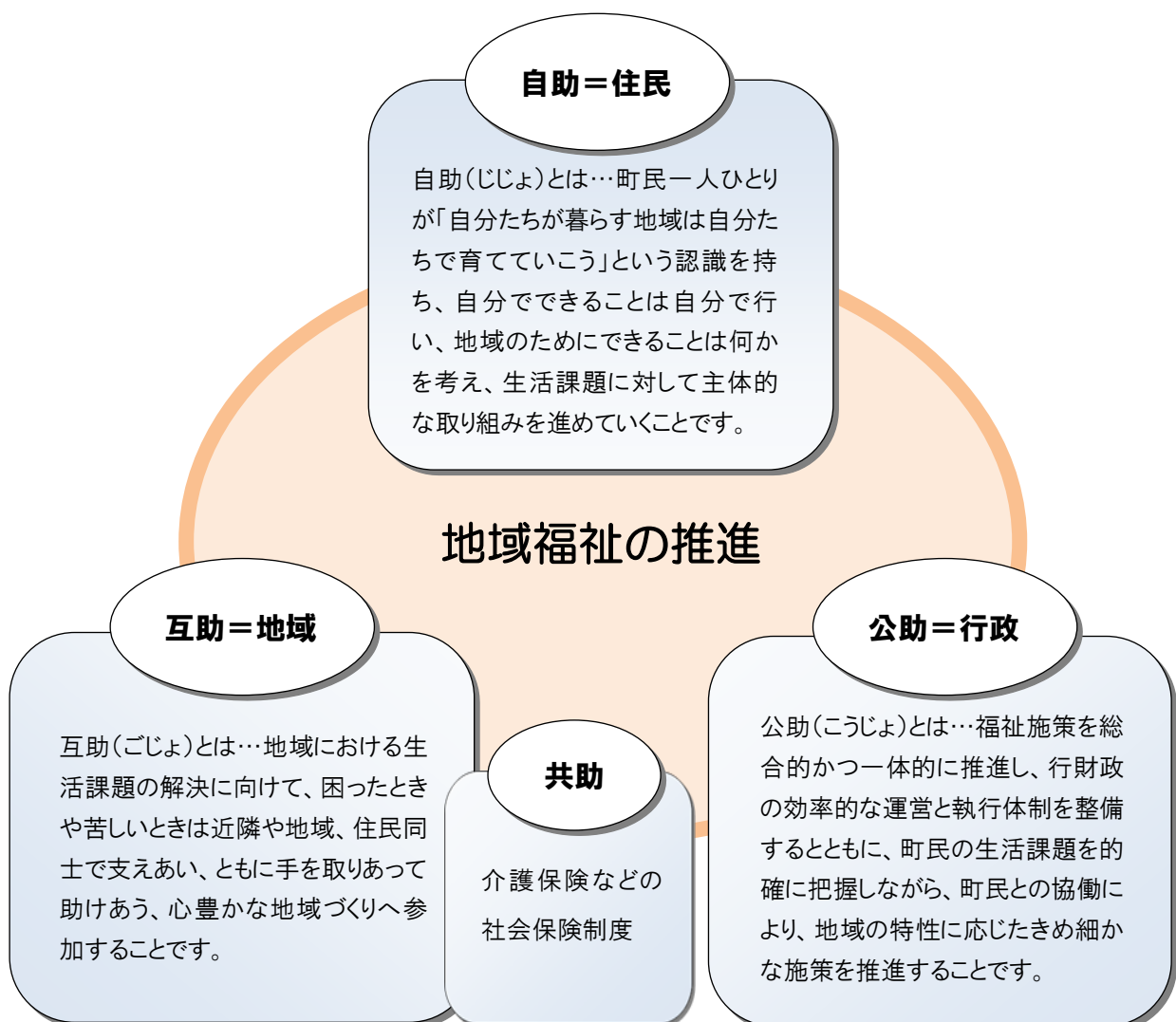
2. 地域福祉とは

地域福祉とは、だれもが地域において安心して生きがいを持って生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切に、ともに支えあい、互いに助けあう地域づくりを進めるとともに、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが相互に協力する仕組みをつくることです。

だれもが住み慣れた地域で、生活をより豊かで安心できるものにするには、地域のことをよく理解している地域住民自らの手による地域福祉活動の推進が必要です。

そのためには、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支えあい、助けあう「互助」の考え方を持つことが必要です。また、互いに助け合い、相互の負担を分散する、制度化された相互扶助である社会保険制度としての「共助」もまた地域福祉の推進に寄与していると考えられています。

また、町民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、行政にはその仕組みづくりや支援を行う「公助」の役割が求められています。



3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定にもとづき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる市町村が策定する行政計画です。

地域福祉活動計画とは、町民主体の理念のもとに、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動・行動計画です。

社会福祉法(抄)(平成29年6月改正)

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第5条（福祉サービスの提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第106条の2（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第一百五十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第107条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4. 計画の位置づけ

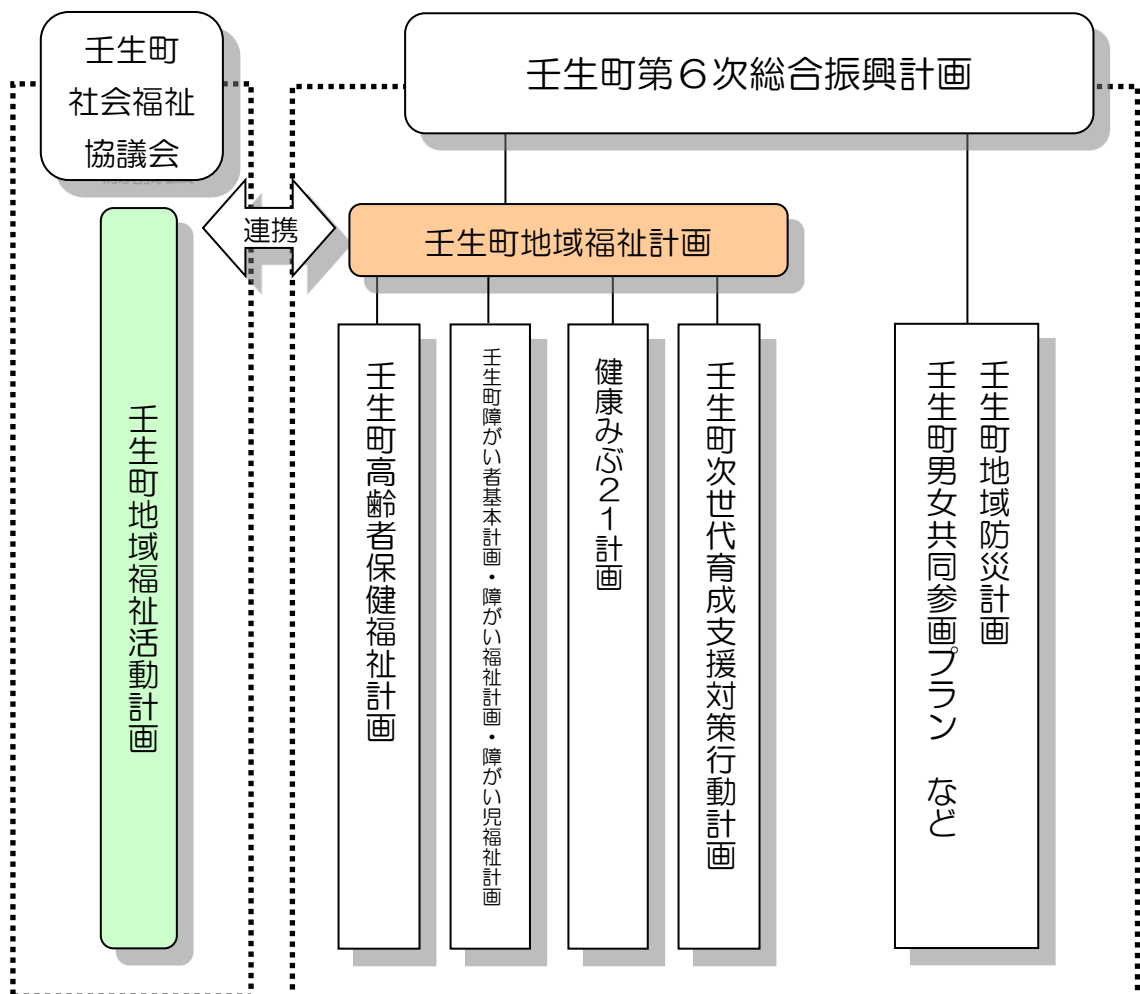
「壬生町地域福祉計画」は、町政運営の基本方針である「壬生町第6次総合振興計画」の部門別計画としての性格をもっています。

高齢者、障がい者、子どもなどの福祉に関連する町の関連分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、町民主体のまちづくりや町民参画を促し、町民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、「壬生町地域福祉活動計画」は、壬生町社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、町民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPO法人などが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく「互助（住民活動）」の性格をより明確にした計画です。

本町では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、町と社会福祉協議会とが連携して、効率よく事業を実施し、包括的な支援体制の構築を図るため、2つの計画を一体的に策定しました。

■計画の位置づけ



5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

①壬生町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置

地域福祉に関する事項を審議するため、学識経験者や各関係機関、団体の代表・一般公募で構成する地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。

②アンケート調査の実施

平成29年12月に「壬生町地域福祉に関する町民アンケート調査」（以降、アンケート調査）を実施しました。

③地域懇談会の実施

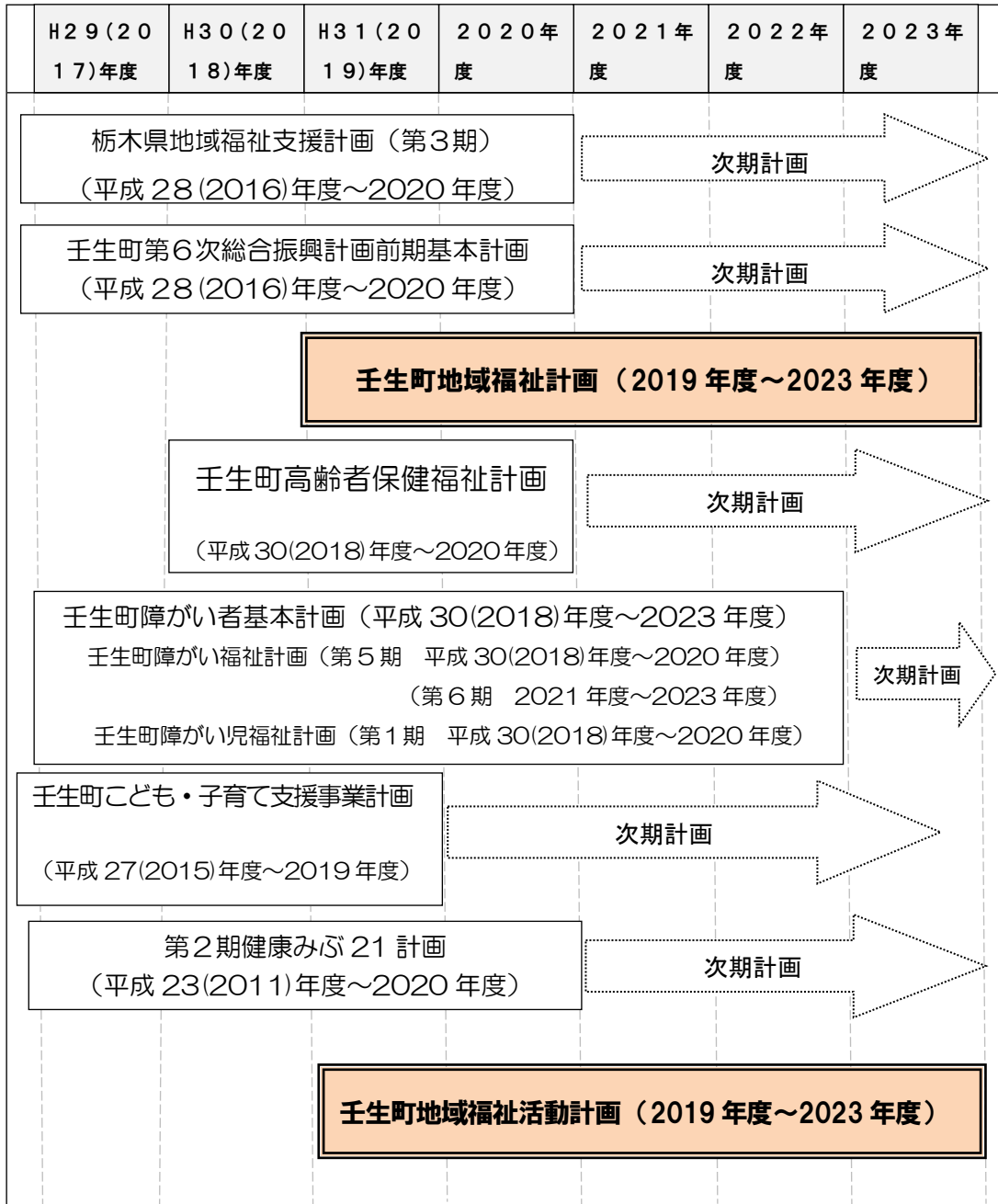
本計画の策定にあたり、地域の現状や課題などを把握し、計画に反映するために、平成30年6月に地域懇談会を実施しました。

④パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

6. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とし、社会情勢や町民ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章

壬生町の現状と課題

第2章

壬生町の現状と課題

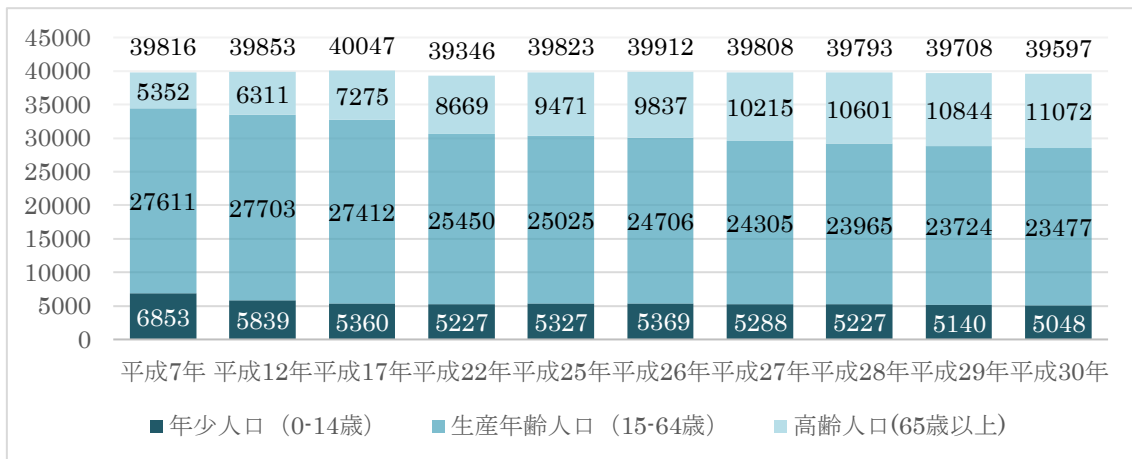
1. 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

本町の人口は、横ばいとなっています。

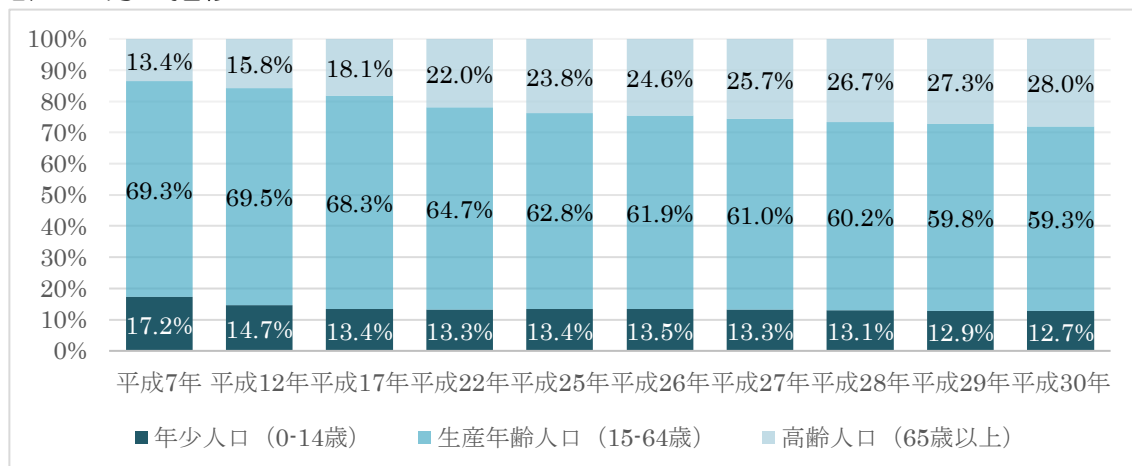
また、年齢3区分の推移をみると、高齢人口割合は年々増加している一方、生産年齢人口割合は減少し続けており、年少人口割合もゆるやかに減少しています。

■人口の推移



資料：平成7年から平成22年は国勢調査
平成25年以降は住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

■年齢3区分の推移



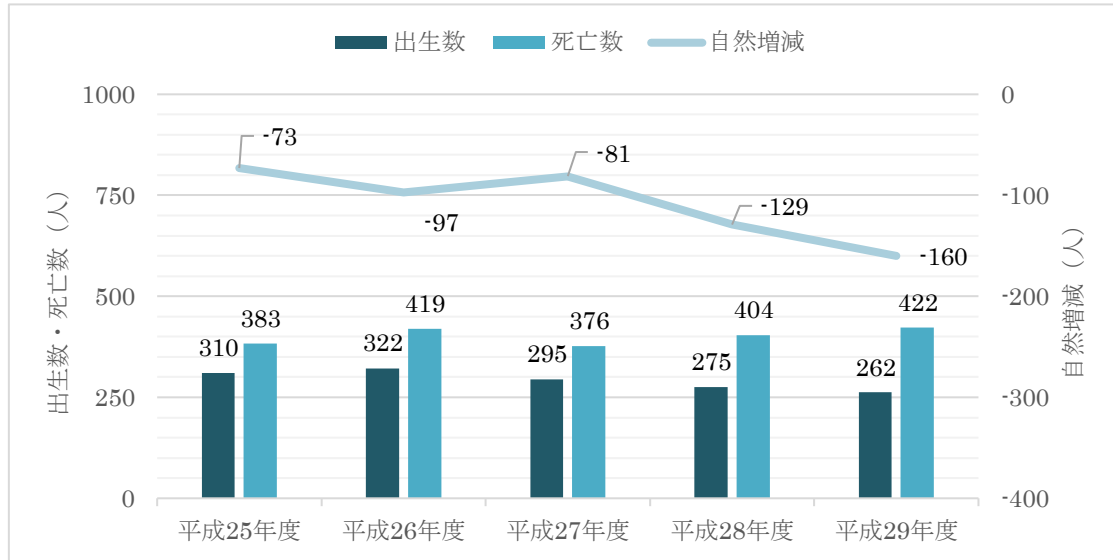
資料：平成7年から平成22年は国勢調査
平成25年以降は住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

(2) 自然動態と社会動態の状況

自然動態は、死亡数が出生数を上回っています。

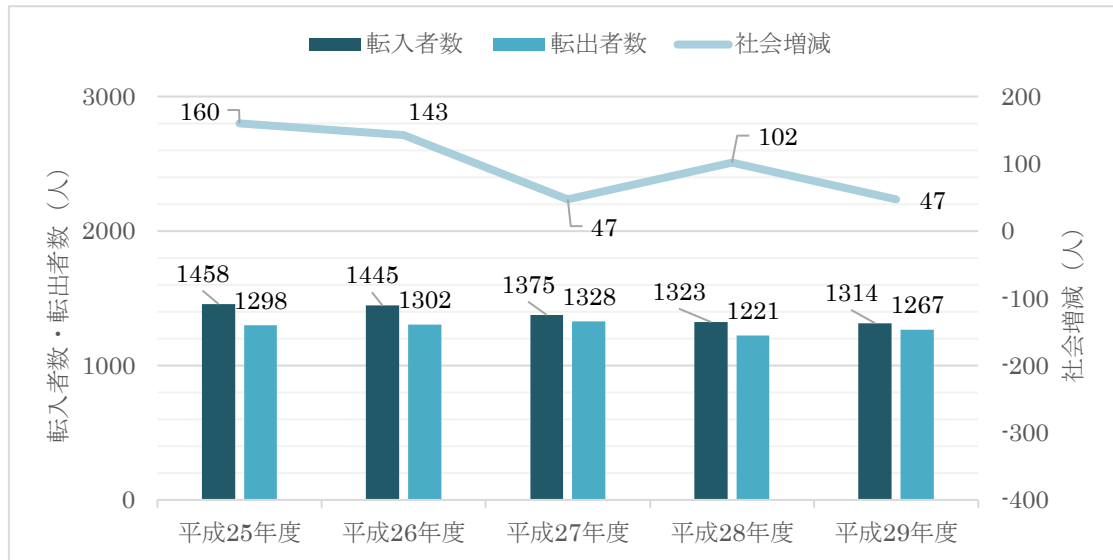
また、社会動態は、近年転入が転出を上回っており、本町では転入者による人口の増加傾向がうかがえます。

■ 出生数と死亡数の推移（自然動態）



資料：住民課

■ 転入者と転出者の推移（社会動態）

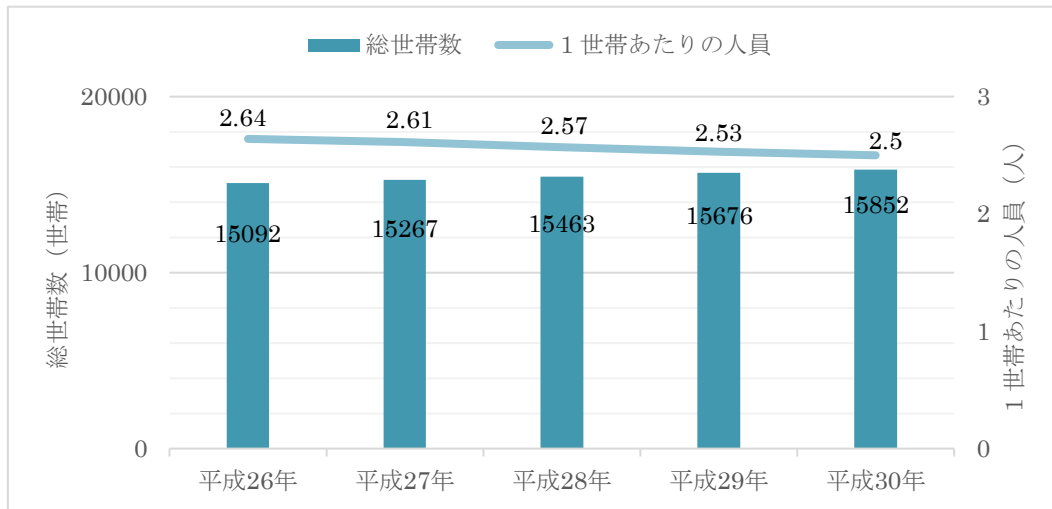


資料：住民課

(3) 世帯数の推移

世帯数の推移は、緩やかに増加していますが、一世帯あたりの人員は減少しており、平成30年は2.5人と核家族化が進んでいます。

■ 世帯数の推移

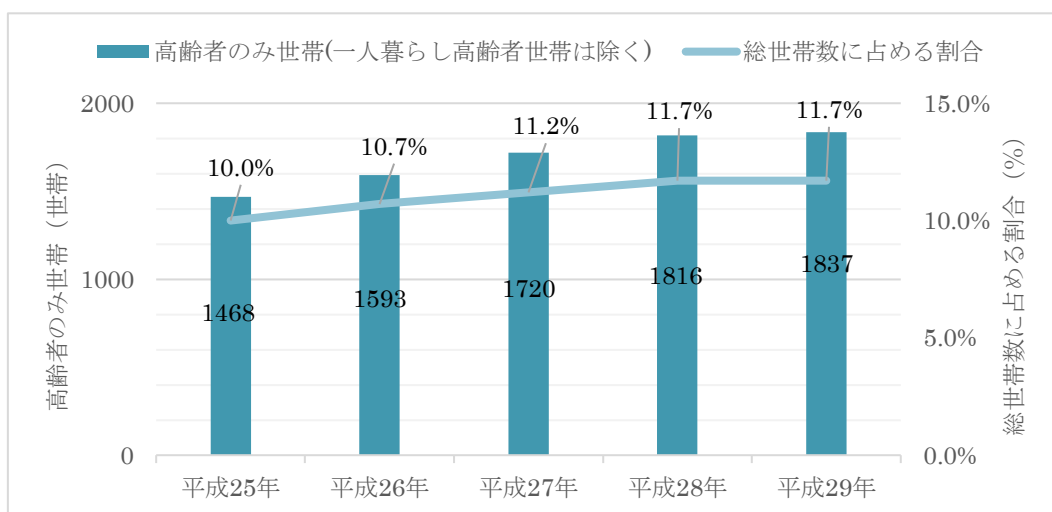


資料：住民基本台帳

(4) 65歳以上の高齢者のみ世帯の推移

高齢者のみの世帯数、総世帯数に占める割合がともに増加しています。

■ 高齢者のいる世帯の推移



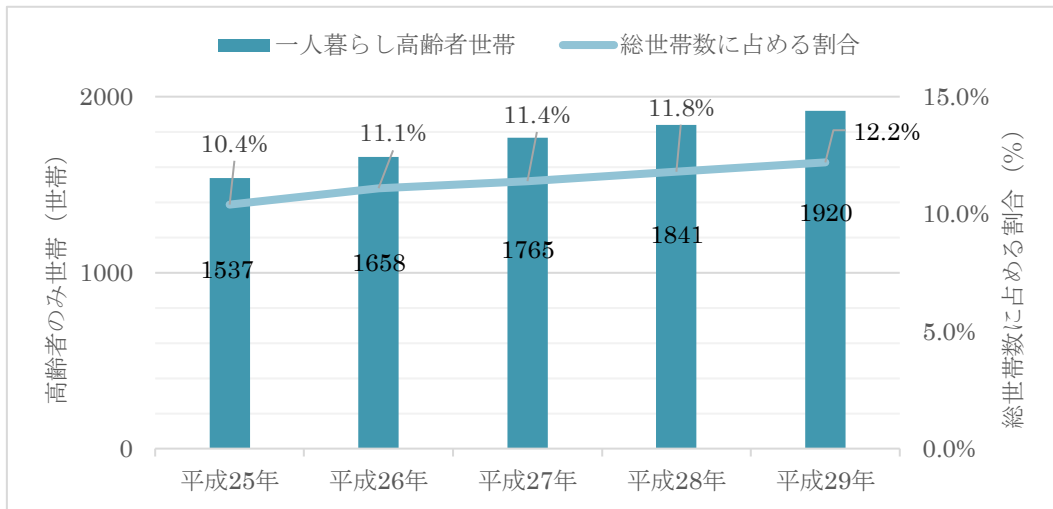
資料：健康福祉課

2. 支援を必要とする町民の状況

(1) 65歳以上の一人暮らし高齢者の推移

65歳以上の一人暮らし高齢者は年々増加しています。

■一人暮らし高齢者の推移

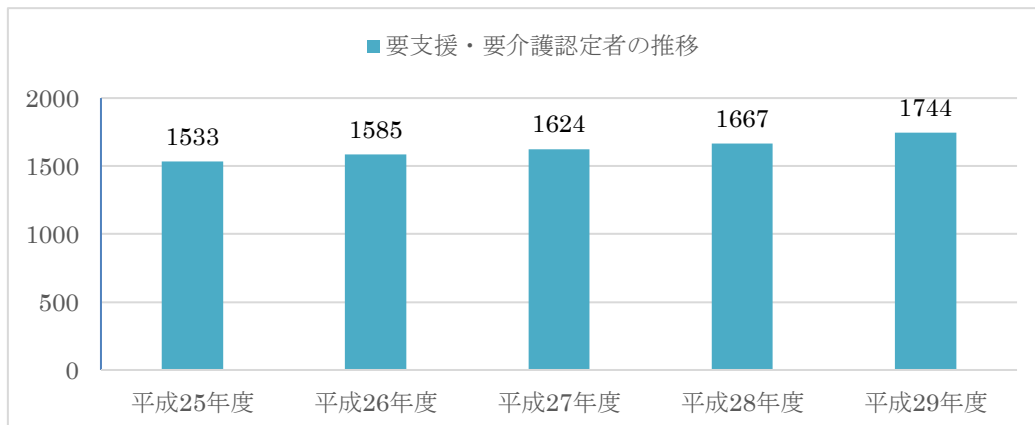


資料：健康福祉課

(2) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は年々増加しており、平成29年では1,744人となっています。

■要支援・要介護認定者の推移

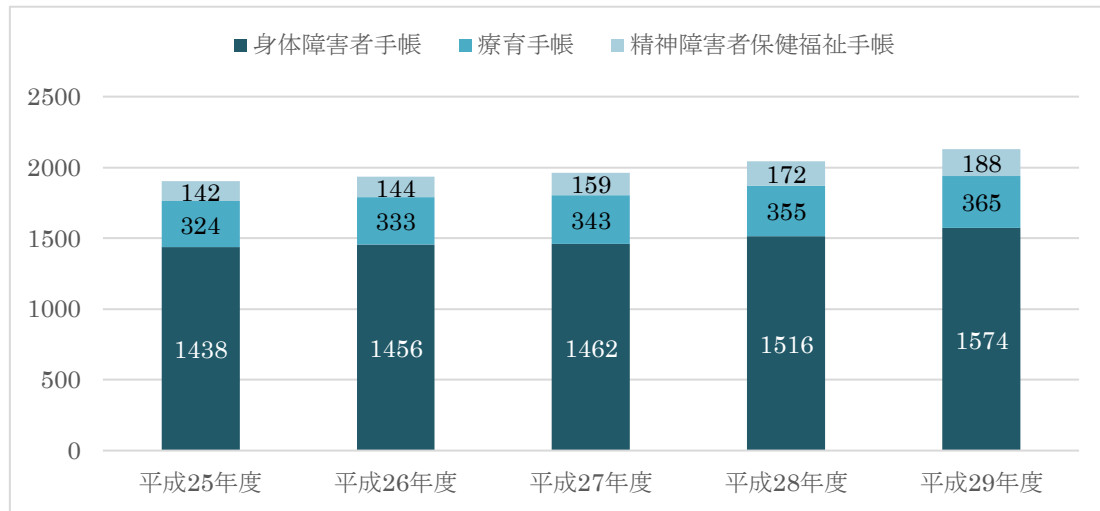


資料：健康福祉課

(3) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、年々増加しており、特に身体障害者手帳所持者の割合は、平成29年度において全体の74%を占めています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課

3. ボランティア団体の状況

様々な社会的背景を要因として、人々のボランティア活動に対する関心は高まりをみせており、本町では、高齢者や障がい者への支援、子育て支援等に関わるボランティア団体が活発な活動を展開しています。壬生町社会福祉協議会に登録しているボランティア団体は、平成30年度現在39団体となっており、様々な分野で活動を行っています。

■ ボランティア団体

No.	団体名	活動内容
1	壬生町女性会	しもつけ荘での奉仕活動、町内各行事への参加協力。
2	壬生町赤十字奉仕団	災害時炊き出し訓練（健康ふくしま祭り）、赤十字団員研修の実施。
3	ボランティア「コスモス」	のぞみホーム、みんなのハウス、せせらぎ料理クラブ、いきいき壬雷クラブ連合会料理教室等への協力。
4	壬生町朗読ボランティアグループひばり	町広報等の録音テープ作成、図書館での読み聞かせ、町内学校・施設等への訪問。
5	壬生ライオンズクラブ	壬生バンドフェスタ主催、青少年健全育成レスリング大会主催。
6	壬生ロータリークラブ	「神社で寺子屋」「子どもがつくるみぶタウン」の手伝いなど。
7	壬生町点訳グループゆうがお	視覚障害者への点訳・ガイドヘルプサービス、町内学校福祉授業への協力、壬生高校の外部講師。
8	ガールスカウト栃木県第18団	募金活動協力。
9	壬生町母親クラブ	児童館・子育て支援センター行事などへの協力。
10	壬生町ひまわり会	しもつけ荘でのボランティア活動。
11	手話サークルたんぽぽ	手話の学習、ろう者との交流。
12	ボランティアサークルかたつむり	子育て支援センター及びファミリーサポートセンター等への協力。
13	シルバー大学同窓会壬生支部	高齢者施設やふるさとまつりでの清掃活動など。
14	福祉を考える会	障がい者・高齢者とのスポーツレクレーションを通しての交流活動。
15	壬生民話ふくべの会	学校・高齢者施設・サロンでの民話語り活動。

資料：壬生町社会福祉協議会

No.	団体名	活動内容
16	手話サークルハーモニー	手話技術向上、啓発活動。
17	傾聴ボランティアきかせて	高齢者施設・個人宅・サロンでの傾聴活動。
18	日本ボーイスカウト壬生第1団	募金活動協力、健康ふくしまつり事業への協力。
19	まいまいボランティア	獨協医大病院入院患者・家族向け図書コーナーの開催。
20	読み聞かせボランティアグループ「ゆめのお話会」	獨協医大病院小児病棟での読み聞かせ活動。
21	栃木県立壬生高等学校 JRC 部	障がい者（あじさい）サロンへの参加協力など。
22	糸でんわ部	獨協医大病院小児病棟での話し・遊び相手。
23	在宅福祉サービス「こもれび」	家事援助、院内・通院介助等。
24	獨協 SP 研究会	獨協医大での医療面接の協力。
25	プラチナ☆キッズ	ハンドベル演奏。
26	みんなで歌おう	高齢者施設等での歌とギター演奏。
27	愛祥会	高齢者施設・サロンでの新舞踊披露。
28	美水会	高齢者施設・サロンでの民謡披露。
29	日本ダウン症協会栃木支部	療育訓練時に清掃活動、県福祉事業への参加。
30	フラダンス マウイスタジオ	高齢者施設でのフラダンス披露。
31	夢壬隊	ボランティア活動。
32	YKC 会	自立防災活動。
33	「災害ボランティア」頑張り隊	災害時に地域の災害救助に出動する。
34	花のまちづくり「にじの会」	駅周辺花壇の手入れ。
35	子育て支援グループ「ポケット」	子育て相談、親子ふれあい広場等での読み聞かせ。
36	落合公園愛護会	公園の清掃、管理。

資料：壬生町社会福祉協議会

No.	団体名	活動内容
37	壬力の町ガイドボランティアの会	観光ガイドボランティア。
38	落合青色防犯パトロール隊	防犯パトロールで町内巡回。
39	みぶ古墳群解説ボランティアの会	壬生町の古墳の解説。

資料：壬生町社会福祉協議会

4. アンケート調査及び地域懇談会について

本計画の策定にあたり、町民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

また、本計画の策定にあたり、地域の現状や課題などを把握し、計画に反映するために、平成30年6月に地域懇談会を実施しました。

■アンケート調査の実施状況

対 象	町内在住の20歳以上の町民（無作為抽出）
調査期間	平成30年1月24日～2月7日
配布・回収	郵送による配布・回収
配布数	1,000件
回収数	518件
回収率	51.8%

■地域懇談会の実施状況

実施日	平成30年6月5日
参加人数	61人

■地域懇談会の風景



(1) 地域福祉について

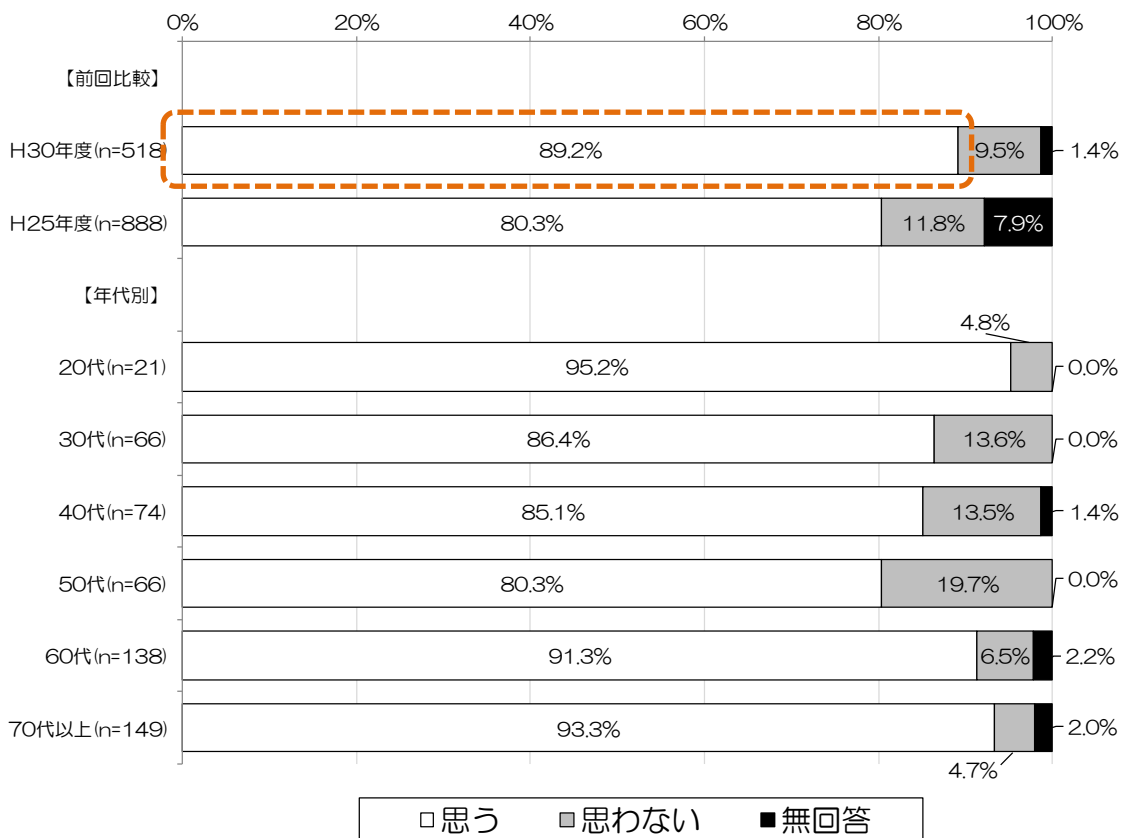
※グラフ中のn=〇〇という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

- 地域生活の中で互いに助け合う協力関係が必要であると思うかについては、「思う」が89.2%と約9割の方が回答しています。
また、「思わない」が9.5%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「思う」が8.9ポイント上回っています。

■あなたは、地域生活の中で地域住民相互の自主的な協力関係は、必要であると思いますか。

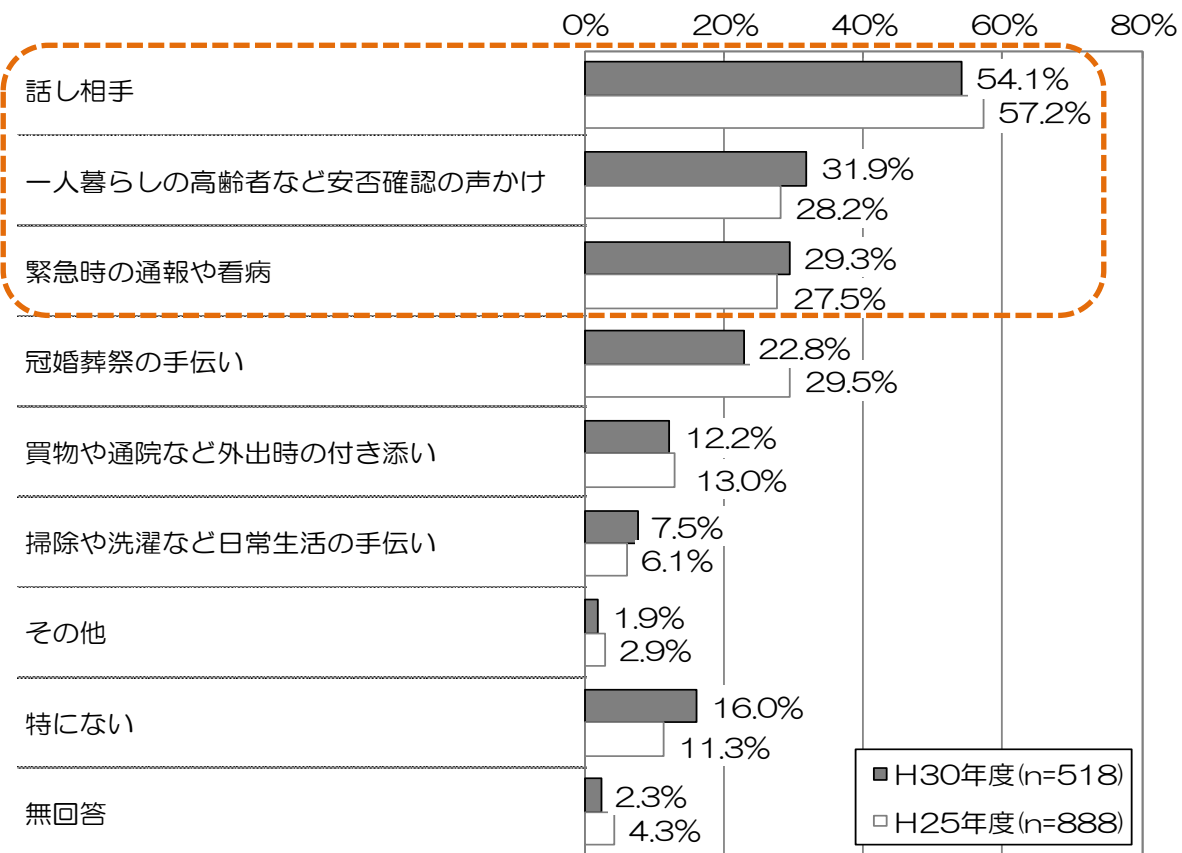


- ・ 近所の人困っている時に、できることについては、「話し相手」が54.1%と最も多く、次いで「一人暮らしの高齢者など安否確認の声かけ」が31.9%、「緊急時の通報や看病」が29.3%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「一人暮らしの高齢者など安否確認の声かけ」「緊急時の通報や看病」「掃除や洗濯など日常生活の手伝い」が上回っています。

■近所の人困っている時に、あなたができることはどのようなことですか。

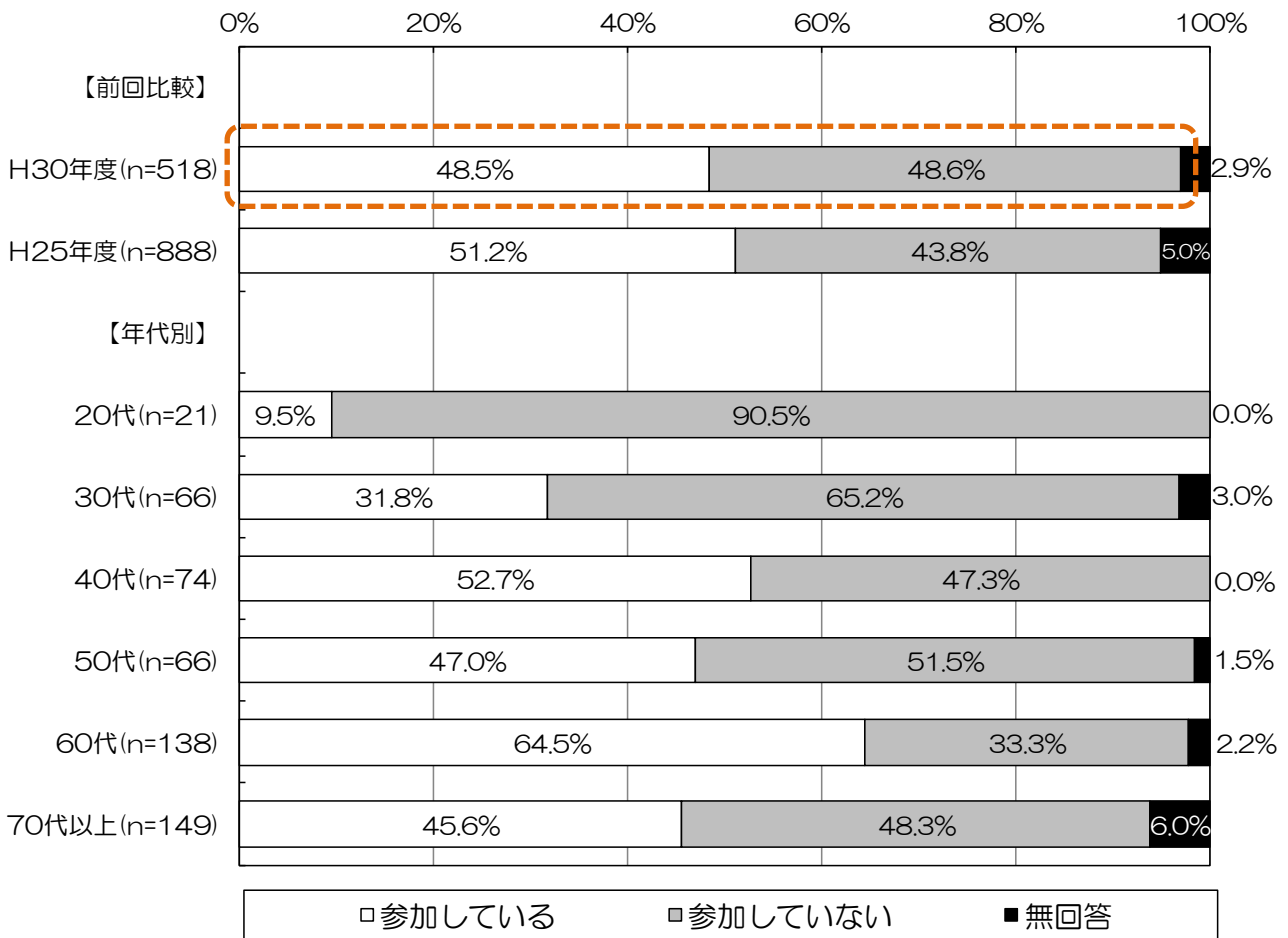


- 地域での活動に参加しているかでは、「参加している」が48.5%、「参加していない」が48.6%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「参加していない」が4.8ポイント上回っています。

- あなたは、地域での活動（自治会、育成会など、主にあなたのお住まいの地域を対象とした活動）に参加していますか。

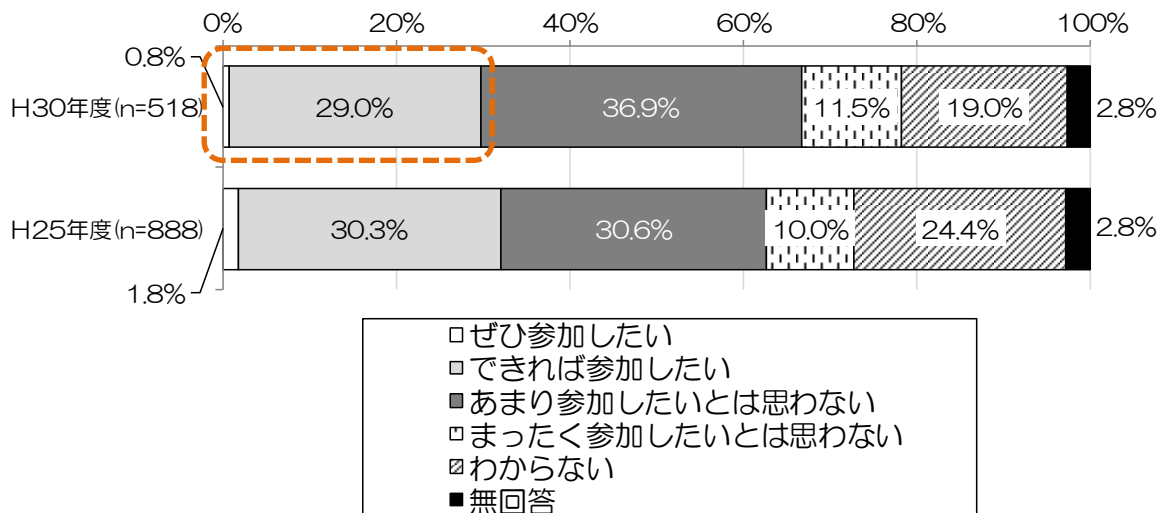


- 今後、地域活動に参加したいと思うかでは、「ぜひ参加したい」「できれば参加したい」と合わせると29.8%となっています。また、「あまり参加したいとは思わない」は36.9%と最も多く、「まったく参加したいとは思わない」を合わせると48.4%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「あまり参加したいとは思わない」「まったく参加したいとは思わない」を合わせた回答が7.8ポイント上回っています。

■あなたは今後、地域活動に参加したいと思いますか。



《地域懇談会での意見》

- ・ボランティアに若手がない。
- ・老人クラブ加入者が減少している。

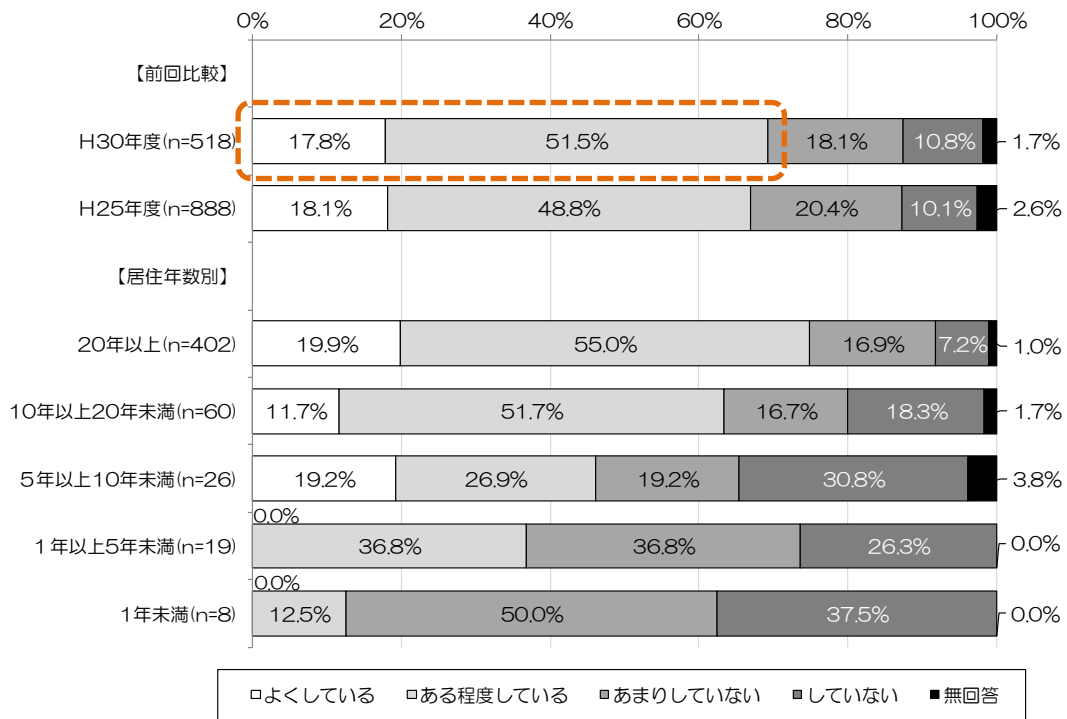
(2) 地域との関わりについて

- 近所の人とのおつきあいの程度については、「ある程度している」が51.5%と最も多く、「よくしている」と合わせると69.3%となっています。
また、「あまりしていない」「していない」を合わせると28.9%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「よくしている」、「ある程度している」を合わせた回答が、2.4ポイント上回っています。

■あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。



■居住地区別

居住地区別で見ると、「よくしている」「ある程度している」割合を合計すると、特に「稲葉地区」が高い結果となりました。

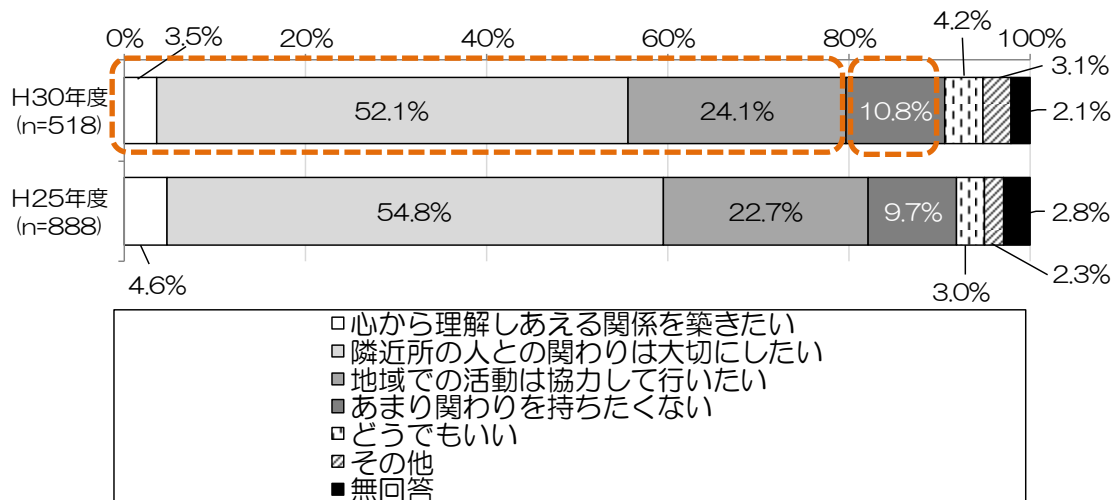
項目 (%)	いよ るく し て	しあ てる い 程 る 度	てあ いま なり いし	いし て い な	無 回 答
全体(n=518)	17.8%	51.5%	18.1%	10.8%	1.7%
壬生地区(n=274)	19.3%	47.4%	19.7%	12.4%	1.1%
稲葉地区(n=49)	24.5%	65.3%	2.0%	8.2%	0.0%
南犬飼地区(n=189)	13.2%	55.0%	20.6%	9.5%	1.6%

- どのように近所の人と関わりたいかでは、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が52.1%と最も多く、次いで「地域での活動は協力して行いたい」が24.1%、「あまり関わりを持ちたくない」が10.8%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「地域での活動は協力して行いたい」と「あまり関わりを持ちたくない」がやや上回っています。

■あなたは、近所の人との関わりをどのようにしたいですか。



◆その他回答◆

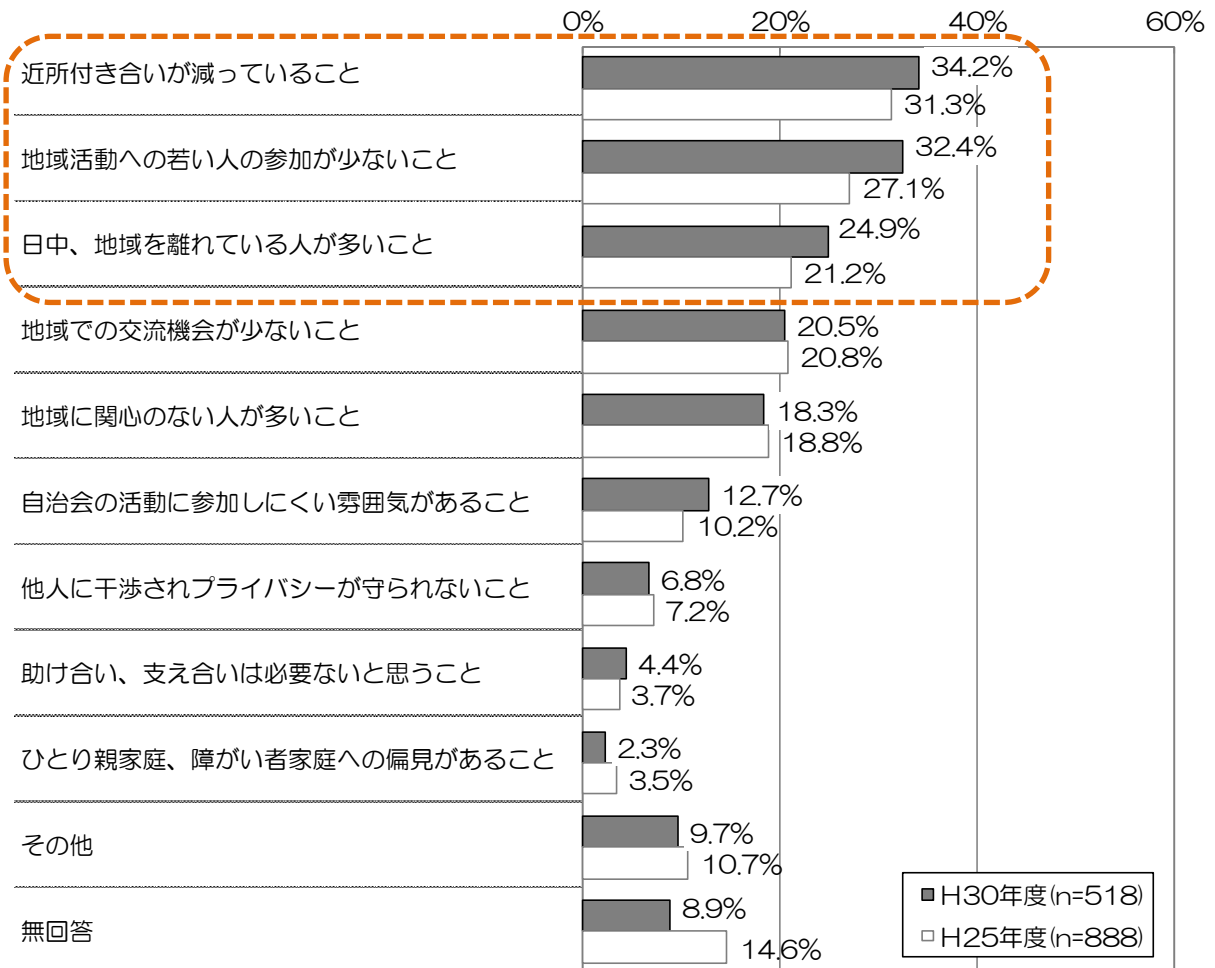
- | | |
|--|-----------------------|
| ■ 普通 (女性、60代) | ■ 必要に応じて (女性、60代) |
| ■ 現状維持 (女性、30代) | ■ どちらでもいい (男性、30代) |
| ■ あいさつ程度 (女性、20代) | ■ 近すぎず、距離を保つ (女性、40代) |
| ■ 当たり障りないように (女性、30代他1件) | |
| ■ ほどほどの付き合いをしたい (女性、40代) | |
| ■ コミュニケーションがとれない (女性、30代) | |
| ■ 足腰が痛く、外出するところびそうだから (女性、70代以上) | |
| ■ とりあえず角が無く付き合いしたい(深すぎず、浅すぎず程度) (女性、30代) | |

- 住んでいる地域の問題点・不足については、「近所付き合いが減っていること」が34.2%と最も多く、次いで「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が32.4%、「日中、地域を離れている人が多いこと」が24.9%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「近所付き合いが減っていること」「地域活動への若い人の参加が少ないこと」「日中、地域を離れている人が多いこと」「自治会の活動に参加しにくい雰囲気があること」「助け合い、支え合いは必要ないと思うこと」が上回っています。

- 現在、あなたの住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものは何ですか。

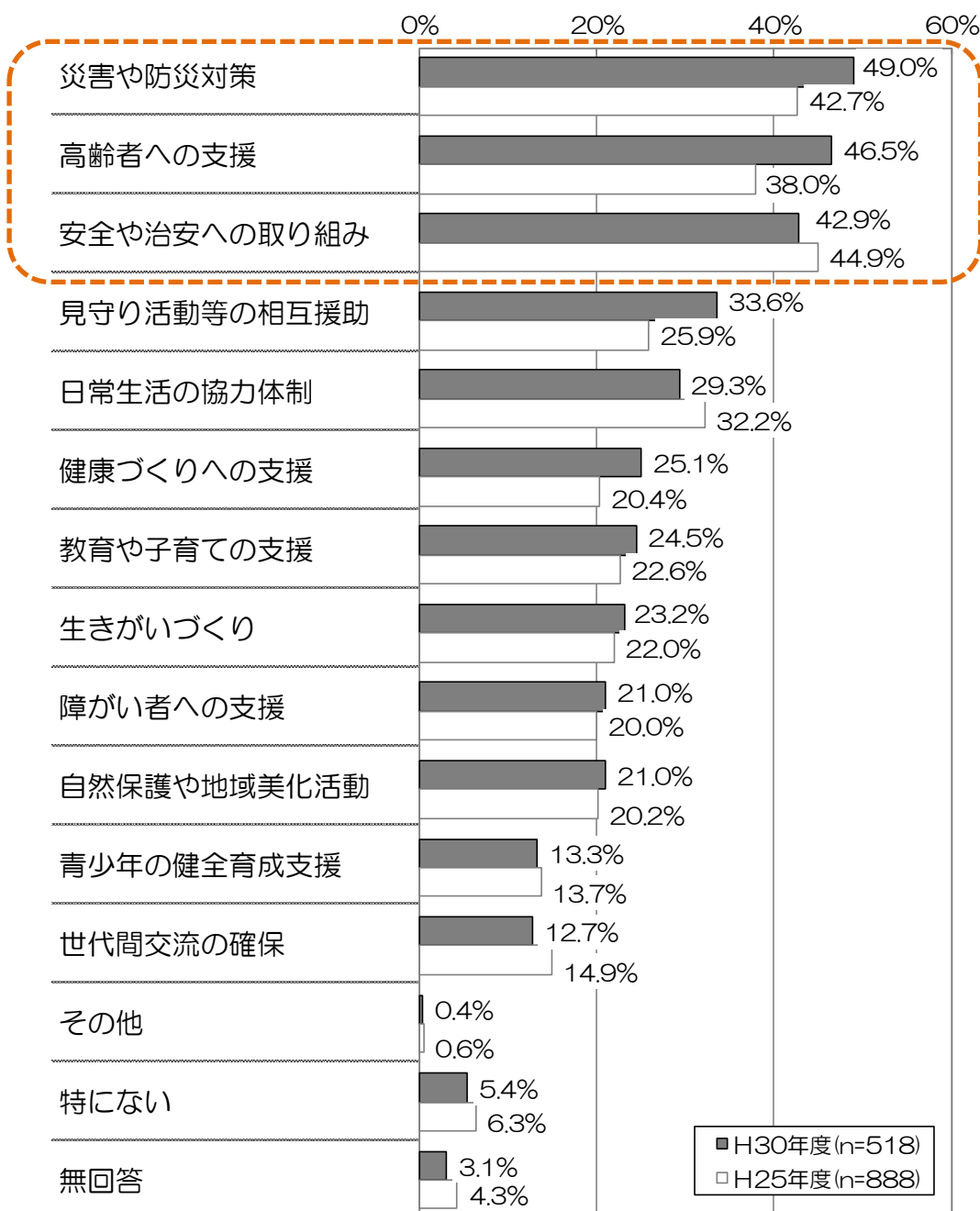


- ・ 地域社会の役割に期待することでは、「災害や防災対策」が49.0%と最も多く、次いで「高齢者への支援」が46.5%、「安全や治安への取り組み」が42.9%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「高齢者への支援」が8.5ポイント、「見守り活動等の相互援助」が7.7ポイント、「災害や防災対策」が6.3ポイント上回っています。

■あなたは、地域社会の役割に期待することはどんなことですか。



◇年代別◇

年代別でみると、「20代」から「50代」では「災害や防災対策」、60代以上では「高齢者への支援」が多くなっています。

項目 (%)	力日常 体制生 制活の 協	り生 きが いづ く	の健 支康 援づ くり へ	援高 高齡 者へ の支	確世 保代 間交 流の	支障 援が い者 への	の教 支育 援や 子育 て	育青 成少 支年 援の 健全
全体(n=518)	29.3%	23.2%	25.1%	46.5%	12.7%	21.0%	24.5%	13.3%
20代(n=21)	14.3%	19.0%	19.0%	38.1%	14.3%	33.3%	28.6%	14.3%
30代(n=66)	21.2%	12.1%	12.1%	25.8%	10.6%	22.7%	45.5%	15.2%
40代(n=74)	18.9%	20.3%	14.9%	48.6%	12.2%	21.6%	50.0%	21.6%
50代(n=66)	21.2%	10.6%	10.6%	43.9%	13.6%	25.8%	18.2%	9.1%
60代(n=138)	34.8%	34.1%	34.8%	50.0%	12.3%	15.9%	15.9%	11.6%
70代以上(n=149)	38.9%	25.5%	34.2%	54.4%	14.1%	21.5%	13.4%	12.1%

項目 (%)	の見 相守 互 援活 助動 等	策災 害 や 防 災 対	の安 取全 りや 組治 み安 へ	域自 美然 化保 活護 動や 地	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体(n=518)	33.6%	49.0%	42.9%	21.0%	0.4%	5.4%	3.1%
20代(n=21)	33.3%	47.6%	38.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
30代(n=66)	37.9%	47.0%	45.5%	22.7%	0.0%	3.0%	1.5%
40代(n=74)	39.2%	59.5%	55.4%	23.0%	1.4%	4.1%	0.0%
50代(n=66)	28.8%	51.5%	40.9%	15.2%	0.0%	10.6%	3.0%
60代(n=138)	34.8%	49.3%	41.3%	24.6%	0.0%	5.1%	5.1%
70代以上(n=149)	30.2%	43.6%	37.6%	19.5%	0.7%	6.0%	4.0%

《地域懇談会での意見》

- 若い人が少なく、活気がない。
- 自治会行事への参加者が少ない。
- 自治会に加入しない人がいる。
- 自治会内の高齢化が進み、自治会活動の負担が大きい。
- 自治会の役員のなり手がいない。
- 自治会事業への積極的な参加が必要。
- 地域の中に気軽に集える場所がほしい。
- 地域の子どものとの交流がほとんどない。
- 隣近所の助け合いが必要というが、どのようにすればいいのかわからない。
- 近所づきあいがいい。

(3) 福祉サービス・生活環境について

- 福祉や健康に関する情報を十分に得られているかでは、「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」が57.9%と最も多く、「十分な情報を入手できている」と合わせると62.1%となっています。

また、「情報をあまり入手できていない」「情報をまったく入手できていない」を合わせると35.7%となっています。

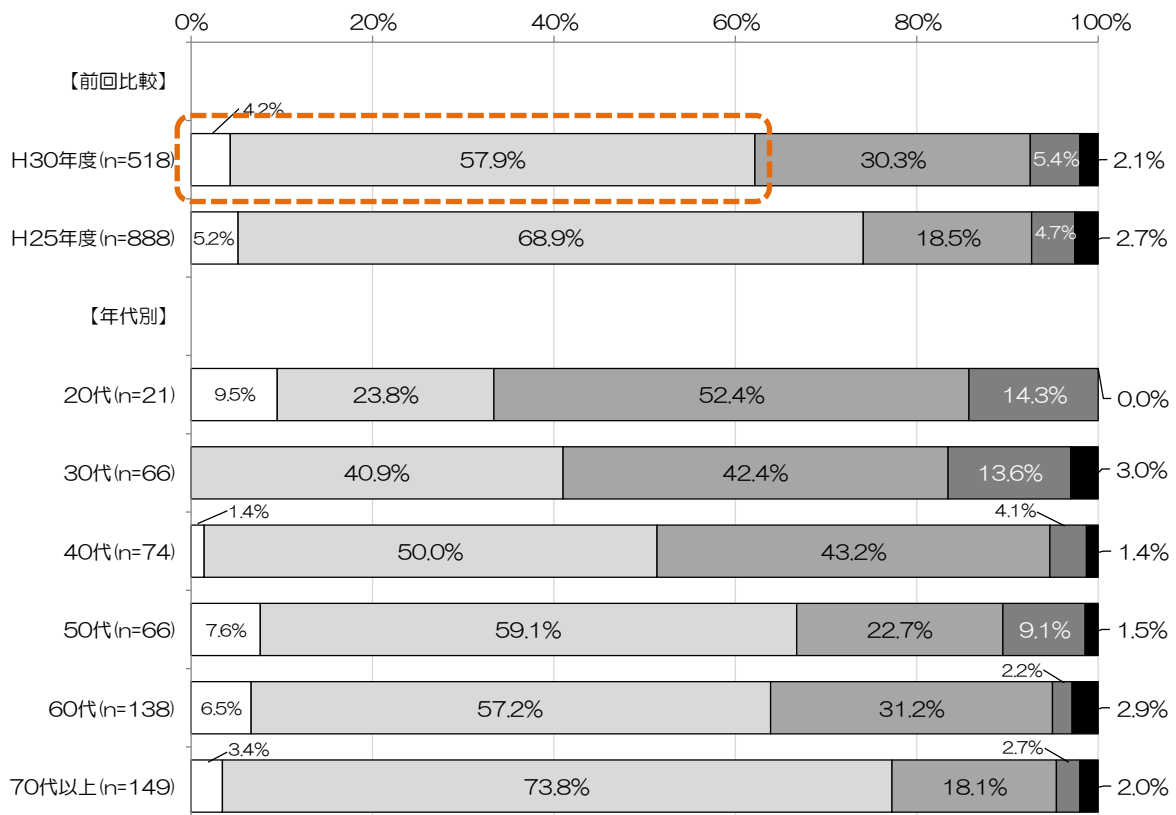
◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「情報をあまり入手できていない」「情報をまったく入手できていない」を合わせると12.5ポイント上回っています。また、「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」は、11.0ポイント下回りました。

◇年代別◇

年代別でみると、年代が上がるに従い、「十分な情報を入手できている」「十分ではないが、ある程度の情報を入手できている」を合わせた回答が多くなっています。

■あなたは、福祉や健康に関する情報を十分に得られていますか。



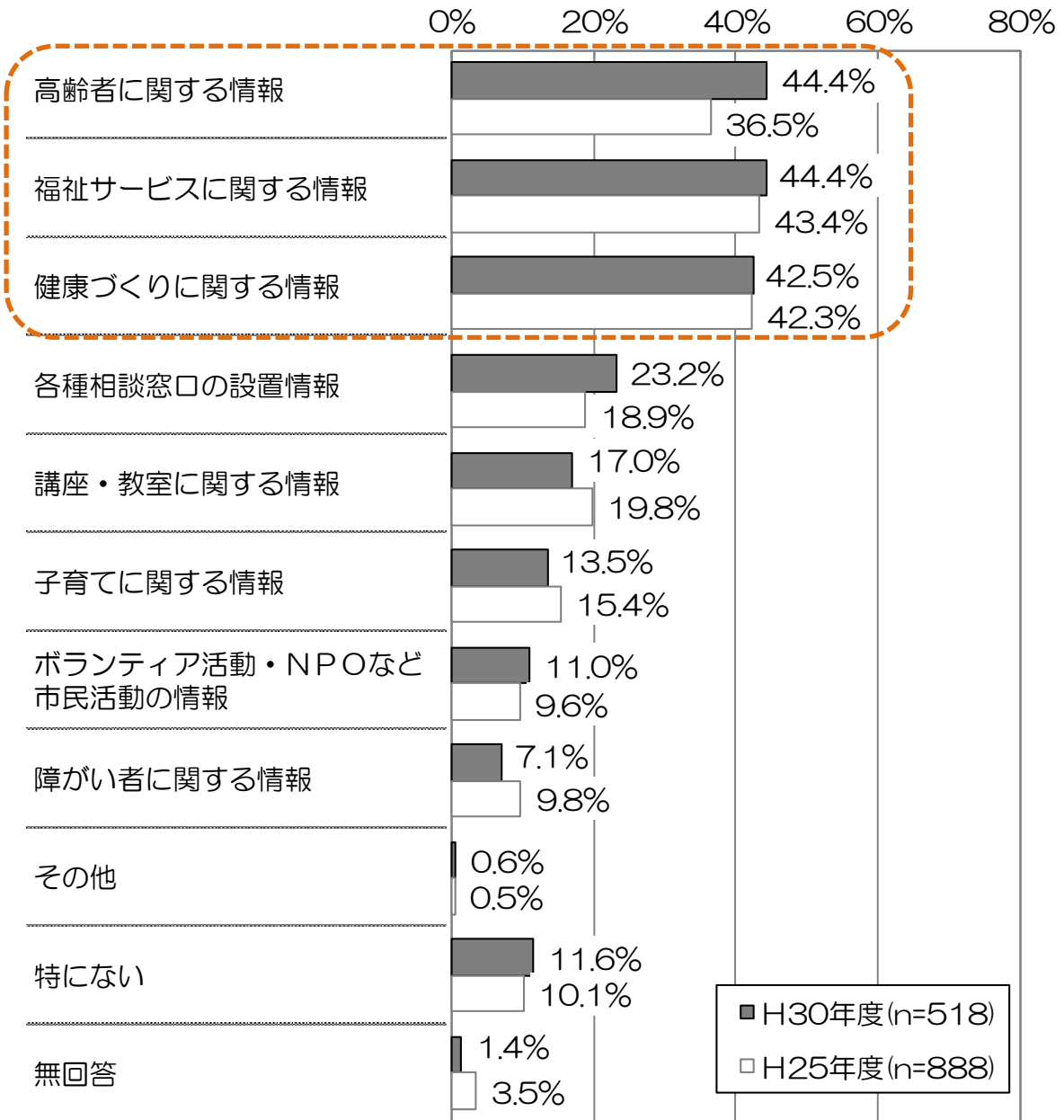
十分な情報を入手できている
 十分ではないが、ある程度の情報を入手できている
 情報をあまり入手できていない
 情報をまったく入手できていない
 無回答

- 福祉や健康について知りたい情報では、「高齢者に関する情報」「福祉サービスに関する情報」が同率の 44.4%と最も多く、次いで「健康づくりに関する情報」が 42.5%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「高齢者に関する情報」が 7.9 ポイント上回っています。

■あなたは、福祉や健康についてどんな情報が知りたいですか。

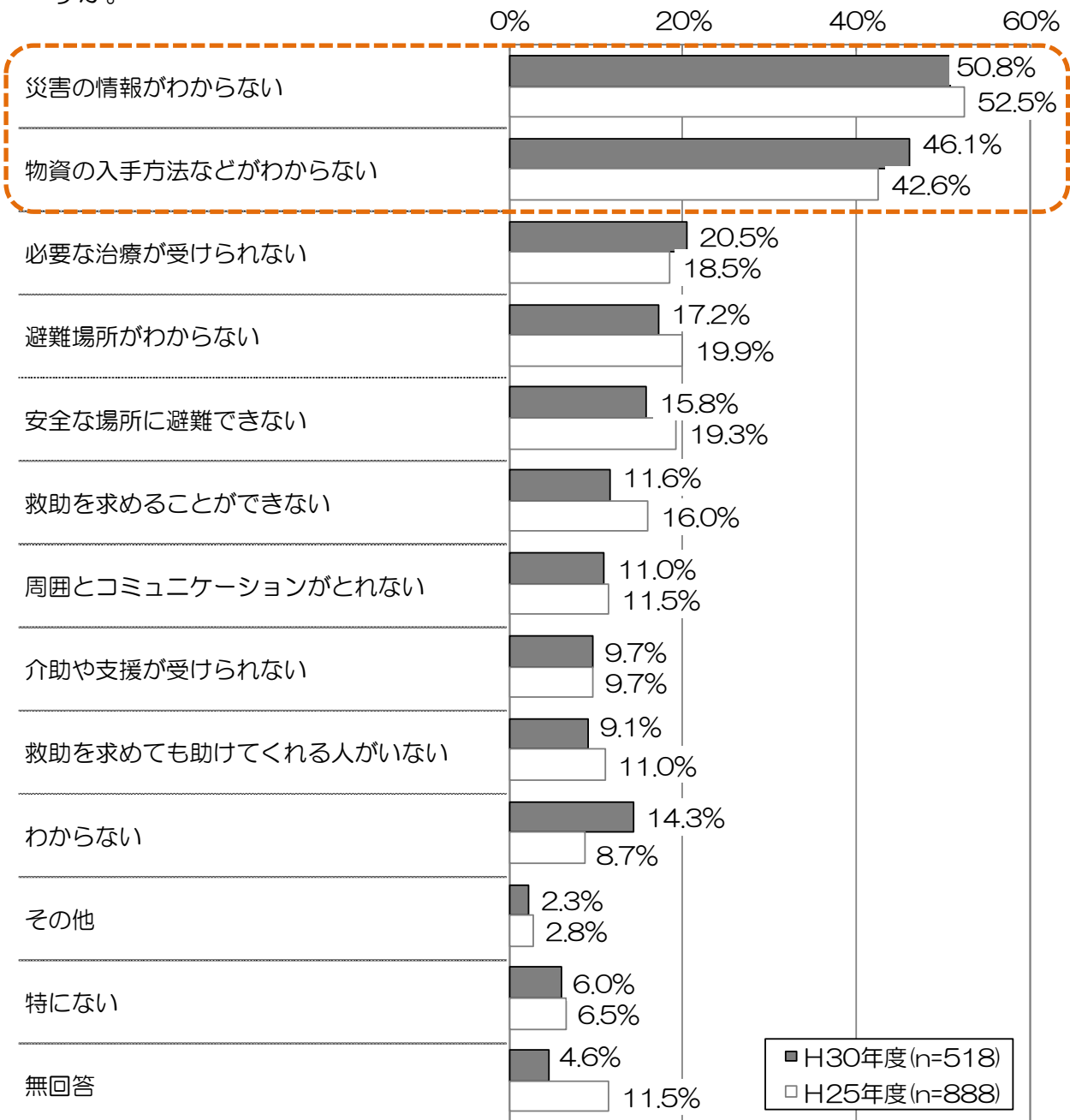


- 地震などの災害が発生した時に、困ることでは、「災害の情報がわからない」が50.8%と最も多く、次いで「物資の入手方法などがわからない」が46.1%、「必要な治療が受けられない」が20.5%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「物資の入手方法などがわからない」が3.5ポイント上回っています。

■あなたは、地震などの災害が発生した時に、困ることはどのようなことだと思いますか。

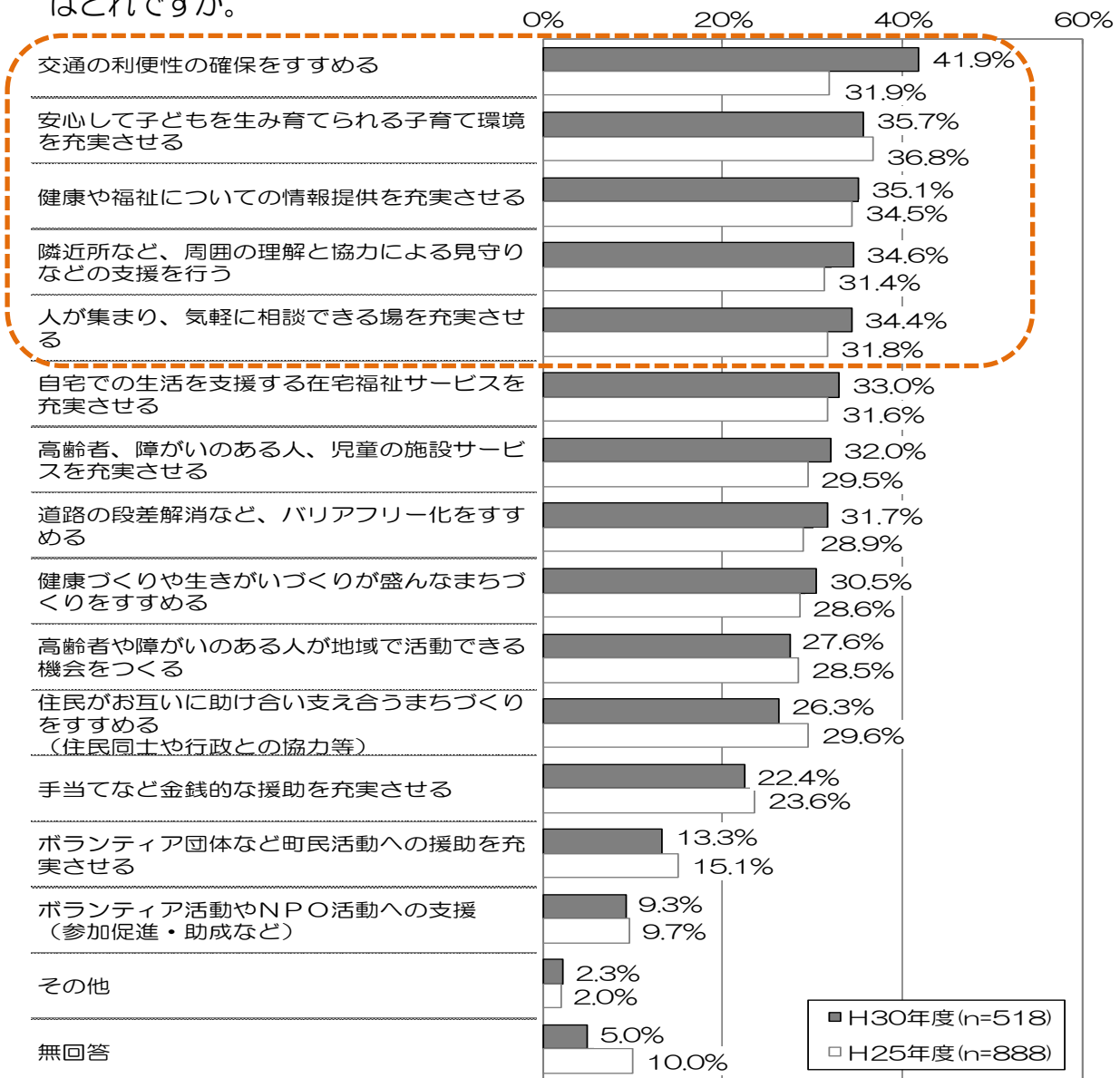


- 壬生町の保健福祉施策をより充実していくために重要だと思うことでは、「交通の利便性の確保をすすめる」が41.9%と最も多く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が35.7%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」35.1%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が34.6%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」34.4%となっています。

◆前回比較◆

前回調査と比較すると、「交通の利便性の確保をすすめる」が10.0ポイント上回っています。

■壬生町の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組みはどれですか。



◇年代別◇

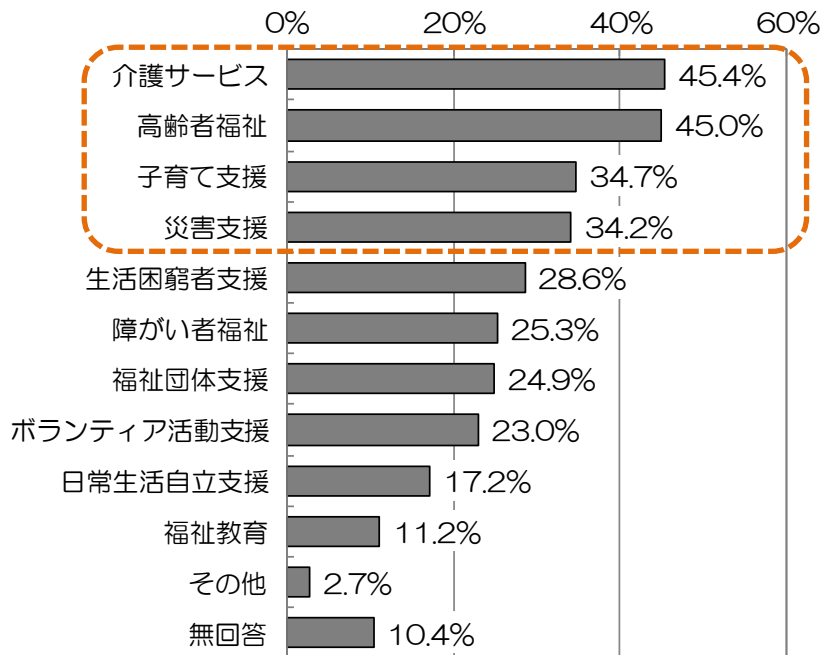
年代別で見ると、「20代」「40代」「50代」では「交通の利便性の確保をすすめる」、「30代」では「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、「60代」では「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」、「70代」では「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」「住民がお互いに助け合い支え合うまちづくりをすすめる」が最も多くなりました。

項目 (%)	の隣と 支協近 援力所 を行な うよ うど、 見周 守守 り の な 理 と 解	せ民 活 動 ン ヘ テ イ ア 助 を 体 充 実 と さ 町	をが つ地 く域 るで 活障 動が でい き の あ る 機 る 会 人	で人 き が 集 場 を り 、 充 実 さ せ る 相 談	報健 提康 供や を福 充社 実 に さ つ せ い る の 情	す支 めえ る合 が う お ま 互 い づ に く 助 り け を 合 い す い	をく すり が す め る な ま ま ち づ が く い り づ	さ在 せ宅 る福 の社 生 活 を 支 援 充 実 す る
全体(n=518)	34.6%	13.3%	27.6%	34.4%	35.1%	26.3%	30.5%	33.0%
20代(n=21)	23.8%	14.3%	28.6%	28.6%	38.1%	0.0%	14.3%	19.0%
30代(n=66)	24.2%	1.5%	19.7%	34.8%	31.8%	10.6%	21.2%	25.8%
40代(n=74)	28.4%	8.1%	28.4%	29.7%	36.5%	20.3%	21.6%	24.3%
50代(n=66)	30.3%	12.1%	25.8%	30.3%	33.3%	21.2%	27.3%	43.9%
60代(n=138)	42.8%	15.2%	26.8%	37.7%	39.1%	31.2%	40.6%	34.8%
70代以上(n=149)	38.3%	20.1%	32.2%	36.9%	33.6%	38.3%	34.2%	36.9%

項目 (%)	を人 充、 実 さ さ せ る ス	高 齢 者 、 童 の 障 が い サ ー あ び る ス	実 さ ら し て 子 育 ち の 環 境 を み 充 育	安 心 し て 子 育 ち を み 充 育	を 手 充 実 さ せ る 金 銭 的 な 支 援 助	○ポ 活 動 ン ヘ テ イ ア 支 援 活 動 や N P	す交 め通 るの 利 便 性 の 確 保 を す	リ道 ア路 フの リ段 ー差 化 解 を 消 す な ず だ る バ	そ の 他	無 回 答
全体(n=518)	32.0%	35.7%	22.4%	9.3%	41.9%	31.7%	2.3%	5.0%		
20代(n=21)	23.8%	38.1%	23.8%	14.3%	52.4%	19.0%	0.0%	9.5%		
30代(n=66)	28.8%	48.5%	25.8%	4.5%	36.4%	30.3%	1.5%	6.1%		
40代(n=74)	33.8%	44.6%	28.4%	9.5%	48.6%	32.4%	2.7%	1.4%		
50代(n=66)	28.8%	36.4%	31.8%	7.6%	53.0%	36.4%	3.0%	3.0%		
60代(n=138)	29.0%	36.2%	15.9%	10.9%	39.9%	31.9%	1.4%	2.9%		
70代以上(n=149)	38.9%	24.8%	19.5%	10.1%	36.9%	32.2%	3.4%	8.1%		

- 壬生町社会福祉協議会に期待することでは、「介護サービス（ケアマネジメント、ホームヘルプ等）」が45.4%と最も多く、次いで「高齢者福祉（お達者サロンの拡充等）」が45.0%、「子育て支援」が34.7%、「災害支援（災害ボランティアセンター、防災セミナー等）」34.2%となっています。

■壬生町社会福祉協議会に期待することはどんなことですか。



《地域懇談会での意見》

- 介護ヘルパーを頼みたいが、頼み方がわからない。
- 障がい者の利用施設が少ない。
- 学童保育の利用定員数が少なく、働きたくても働けない。
- 空き家が多い。有効活用はできないのか。
- 高齢者世帯で日々の生活が不安。
- 近所にスーパーがない。
- 町内循環バスがあると便利。

5. 壬生町の地域福祉に関わる課題

アンケート調査、地域座談会の結果、各種統計資料から壬生町の地域福祉に関わる課題をまとめました。

課題1 地域福祉推進体制づくり

町民が地域活動やボランティア活動に参加しやすい体制を整える必要があります。

近年、地域での交流が少なくなっているため、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、互いを支え合える関係づくりが難しいといえます。

そのため、町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を高め、あらゆる世代の人が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できる体制をつくり、地域福祉を担う人づくりを進めていく必要があります。

課題2 ふれあい・支えあいづくり

地域住民同士の交流の場を充実させ、また、各機関と連携し、地域福祉のネットワークをつくることが求められています。

社会構造等の変化から、近所付き合いの希薄化が進み、地域における日常的なコミュニケーションが少なくなっていることが今回のアンケート調査結果からうかがえます。

地域福祉を推進するうえで、地域住民同士のふれあいや交流、地域活動等による支えあいや助けあいを基盤とした地域づくりは必要不可欠です。そのためにも、高齢者、障がい者、子どもなど誰もが地域の担い手として主体的に活動し、交流できる環境づくりが求められています。

また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係組織との連携を充実し、地域福祉のネットワークによる見守り体制が求められています。

課題3 安心して自立した生活を送れる環境づくり

東日本大震災等を機に、防災をはじめとした安全・安心への意識が高まっていることから、災害時などの体制づくりがより重要となっています。

本町において、保健・医療・福祉に関するニーズは複雑化・多様化しているため、町民一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携の充実が求められています。また、高齢者、障がい者、生活困窮者等、支援を必要とする人に対しては、自立に向けた様々なサポートが必要となっています。

今後も増加する高齢者や障がい者などに配慮したまちづくりが求められており、福祉サービスの充実のみならず、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進することも重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

少子高齢化・人口減少の進行、社会構造の変化等により、従来の福祉課題に加え、介護と育児を同時に抱えている世帯（ダブルケア）、高齢の親と働いていない子が同居している世帯（8050問題）等、複雑かつ複合的な問題も出てきていると思われます。

こうした地域社会で発生する課題を解決し、誰もがその人らしく安心して地域で生活できるようにするためには、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者などが相互に助けあい、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている種々の福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、自助・互助・共助・公助の連携によって解決していこうとするものです。誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりを基本理念とし、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

みんなで支え合い

すべての人が暮らしやすい安心で快適な

福祉のまち みぶ

2. 基本目標

基本理念を実現するために、目指すまちの姿を以下のように整理し、計画の基本目標とします。

基本目標 1 地域福祉推進体制づくり

人がいることで地域が成り立ちます。次代を担う子どもをはじめ、地域で暮らす誰もが持つ地域福祉の意識の醸成を進めるとともに、ボランティアの人材やリーダーの育成を含め、福祉の担い手など人材の育成を進めます。

また、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる機会づくりをするとともに、現在地域で活躍している地域活動やボランティア活動への支援によって、住民の自発的で主体性のある活動の活性化を図ります。

施策の方向性

1. 地域福祉の意識づくり
2. 地域福祉を支える人材の育成
3. 地域活動やボランティア活動などの活性化

基本目標 2 ふれあい・支えあいづくり

少子高齢化や人口減少等、ライフスタイルが多様化する中で、町民同士のつながりが薄れてきており、あらゆる場面での支えあいが少なくなっています。

日常的な集まりや地域の見守り活動等によって、ふれあい、支えあえる地域をつくるため、町民の積極的な活動への参画を促します。

また、地域活動を活性化させるための支援を充実するとともに、地域資源を活用して住民や地域間、世代間の交流を促進することで、高齢者や障がい者などさまざまな人たちの社会参加や生きがいづくりと地域ぐるみによる福祉の向上を図ります。

さらに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域活動を行っている団体など、連携を充実し、地域福祉のネットワークづくりを図ります。

施策の方向性

1. 地域でのふれあい、交流の場づくり
2. 地域における支えあい助けあいの仕組みづくり
3. 地域福祉のネットワークづくり

基本目標 3**安心、快適な環境づくり**

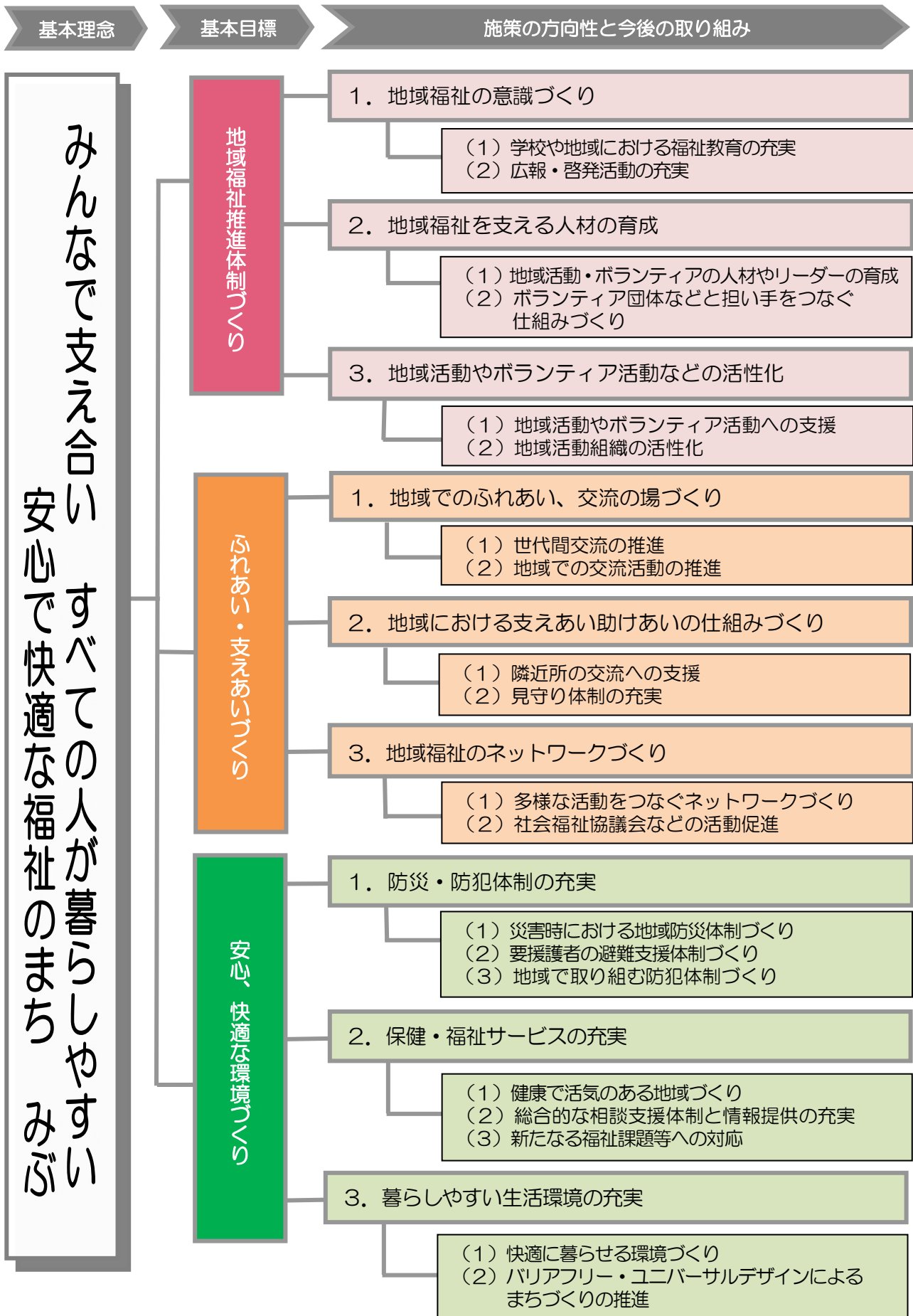
子どもから高齢者まで、また、障がいの有無や国籍等にかかわらず、すべての人が地域社会の中で安全に、安心して快適に暮らせるような環境を整える必要があります。

東日本大震災等の経験を踏まえ、地震や豪雨といった災害時に備え、要援護者の支援なども含めた環境整備を進めるとともに、地域での犯罪を防ぐため、安全なまちづくりを進めます。

また、すべての町民が必要なとき、適切なサービスを利用できる環境づくりを進めるとともに、生涯健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康に対する意識の向上を図り、病気の予防や早期発見に向けた普及啓発に取り組むなど、保健・福祉・医療に関する情報提供や相談支援体制の充実を図っていきます。

さらに、高齢者や障がい者など、すべての町民が安心して移動や外出ができるように、安全な道路・交通環境づくりを進めるとともに、施設の整備や住まいづくりにあたっては、すべての人が快適に利用できる人にやさしいまちづくりを進めます。

施策の方向性**1. 防災・防犯体制の充実****2. 保健・福祉サービスの充実****3. 暮らしやすい生活環境の充実**



第4章

施策の内容

基本目標 1

地域福祉推進体制づくり

基本目標 1 地域福祉推進体制づくり

施策の方向性 1. 地域福祉の意識づくり

近年、高齢者の孤独死や子どもに対する虐待、自殺、ひきこもり、再犯、生活困窮等、地域社会が抱える福祉課題は大変多く、また複雑になっており、公的なサービスだけで解決することは難しくなっています。そこで、地域に住む一人ひとりがこうした問題を身近で発生していることとして受け止め、協力し合って解決していくことが大切です。

そのため、地域での支えあいや助けあいを進める「地域福祉」の考えを浸透させることが重要です。

今後の取り組み (1) 学校や地域における福祉教育の充実

道徳教育や情操教育、特別活動等すべての学校教育活動を通して、子ども同士、子どもと教師や地域の人々との連帯感を深め、心の教育の充実推進を図ります。

また、障がい者や高齢者とふれあえる交流機会の創出に努め、障がい者や高齢者に対する理解促進を目指します。

さらに、福祉教育や各種講座の開催、ボランティア活動の推進、交流会の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。

福祉教育の内容については、障がい者や高齢者についてだけでなく、地域福祉を拡充するためにも高齢者の孤立化や災害時の要援護者、再犯防止に関する更生保護活動、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度などに関しても取り入れることを目指します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけましょう。
- 障がい者や高齢者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう。
- 家族や近くの人と、地域の福祉について話してみましょう。
- 福祉について取り上げられているもの（新聞やテレビ番組等）に目を向けましょう。

行政で取り組むこと

- 小・中学校からの高齢者や障がい者等についての福祉教育を推進します。
- 生涯学習の場等を活用し、あらゆる機会を通じて福祉教育を推進します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域福祉やボランティア活動への理解や関心を高めることを目的としたボランティア講座の開催や福祉体験用具の貸出を行います。
- 障がい者や高齢者、乳幼児などとの交流事業や体験学習などを通し、児童・生徒の地域福祉への理解と意欲を高めます。
- 学校での福祉教育やボランティア学習を推進するため、町内全ての小・中・高校に助成金を交付します。

主要事業	<ul style="list-style-type: none">・福祉体験用具等の貸出・車いすバスケットボール交流事業・ボランティアスクール・福祉教育に対する助成金交付
------	---

今後の取り組み (2) 広報・啓発活動の充実

広報紙や公式ウェブサイトなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する啓発・広報活動の充実を図るとともに、町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関係するコーナーの設置など、より多くの町民が福祉に接する機会づくりに努めます。

また、福祉に関するイベントや講演会を開催することで啓発に努めます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけましょう。
- 広報や公式ウェブサイト、回覧板などに目を通すように心がけましょう。
- 行政によるサービスだけでなく、福祉施設や法人、ボランティア団体などが行っているサービスについて積極的に情報を得て、地域のなかで情報を共有しましょう。
- 社会的な問題になっていることに関して、地域福祉を関連付けて考えてみましょう。
- 他の地域の取り組みについても関心を持って情報を得るように心がけましょう。

行政で取り組むこと

- 「広報みぶ」や公式ウェブサイトなどを活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発を図るとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
- 広報・啓発する媒体について、現行のもの以外にも検討します。
- 広報や公式ウェブサイトの記事を、見やすくわかりやすいように工夫します。
- 気軽に福祉の情報に触れることができるように広報誌等の配布場所を検討します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域福祉に対する関心や理解がより深まるよう、「社協だよりみぶ」やホームページなどでの広報・周知を強化し、地域福祉活動への参画の促進に努めます。
- 行政やボランティア団体などと協力し、福祉やボランティアへの関心を高めるように、より効果的な事業の実施に向けた検討を行います。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行 ・ホームページの開設 ・健康ふくしまつりの共催
------	---

施策の方向性 2. 地域福祉を支える人材の育成

地域での支えあいや助けあいを進めていく「地域福祉」は、自治会といった地域組織だけの取り組みで実現できるものではなく、ボランティア団体やNPO法人などといった組織の役割も重要で、みんなで協力して地域福祉を担っていく必要があります。

つまり、地域住民も含めて誰でも地域福祉を促進する役割を担っており、地域福祉を支える人材になり得るのであり、それをみんなが自覚して個々が能力を発揮していくことが大切です。

さらには、こうした組織において指導的役割を果たすリーダーを見つけ、育てていくことも重要となっています。

今後の取り組み (1)地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時を工夫したり、幅広い年齢層の人材育成に努めます。

また、地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かすことができるよう、社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めるとともに、様々な経験をもった地域人材の登録、活用ができる体制づくりを進めます。

地域活動やボランティアをおこなう組織のリーダーに負担が偏ったり、重圧がかかりすぎたりすることがないように、組織の運営を支援します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 趣味や経験を活かして、地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 一人ひとりが「地域のために」「お互いに助け合おう」という高い意識を持ち、積極的に行事に参加したり、進んで役員を引き受けたりするように心がけましょう。
- 子どものころから地域活動やボランティア活動を体験しましょう。
- 自分が楽しいと思うことなど地域の人にも共有してもらいたいものがあれば地域のみんなとともに楽しみましょう。
- 「地域のために何かやりたい」「地域みんなで盛り上げたい」など、思っていることがあれば、ボランティアセンターに相談するなどして実現を図りましょう。

行政で取り組むこと

- 町民の豊かな知識や経験、技術を地域活動に活かす場を設けます。
- 子ども一人ひとりが地域で活躍できる場を提供することを目指します。
- 子どものころから地域で活躍するリーダーの育成を目指します。
- リーダー及びその団体が活動しやすいように協力します。
- 地域活動やボランティア活動が子どもにとって身近なものになるために、子どものころから気軽に参加できるような機会を設けます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ボランティア養成講座と併せて、フォローアップ講座を開催するなど、ボランティア活動に継続して関われる体制の構築に努めます。
- 町内のボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録を推進します。
- 本会職員の中で、福祉教育を担当する専門職員を育成するとともに、地域で福祉活動を担う人材の中から、福祉教育推進リーダーの育成を図っていきます。
- 各種講座の実施にあたっては、多くの町民が参加しやすい受講環境を検討します。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ボランティア養成講座 ・ボランティアセンターの運営
------	---

- ・お達者サロン※リーダー研修

※ お達者サロン：高齢者などが公民館等に集まり、お茶飲みや体操等を行うことで、仲間づくりや社会参加に併せて介護予防に結びつく交流の場。

今後の取り組み (2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結びつけるコーディネートを行います。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 自分の住む地域でどのようなボランティア活動が行われているか調べてみましょう。
- 地域活動やボランティア活動を体験してみましょう。
- 自分に合った地域活動やボランティアに参加しましょう。
- 隣近所で、地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいましょう。

行政で取り組むこと

- ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図るとともに、ボランティアセンターとの連携を図ります。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 町民活動支援センター等関係機関との連携・協働体制の構築に努め、ボランティアの登録・紹介・斡旋など機能の充実を図ります。
- ボランティア団体に関する様々な取り組みや活動内容について周知を図ります。
- 効果的にボランティア活動を展開するために、ボランティアの受け手側と担い手側とをつなぐ役割や、地域活動とボランティアをつなぐ機能の強化を図ります。
- ボランティア連絡協議会の各種活動における支援と助成を行います。

主要事業	・ ボランティアセンターの運営
------	-----------------

施策の方向性 3. 地域活動やボランティア活動などの活性化

地域福祉を推進するうえで、地域に根ざした活動やボランティア活動などを行っている町民・団体は貴重な存在であり、その活動を支援し、地域への浸透を図ります。

また、定年退職された方など、地域に活躍の場を求める人の豊かな知識や経験を活かし、地域活動やボランティア活動の推進を図るとともに、地域組織の活性化を支援するなど、誰もが積極的に活動しやすい環境づくりを推進します。

今後の取り組み (1)地域活動やボランティア活動への支援

地域のことや各種団体の活動内容等の情報を発信することにより、地域活動やボランティアへの関心を高め、町民の参加を促すとともに、活動の活性化についても支援します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図りましょう。
- 社会福祉協議会と通じて、ボランティアセンターを活用しましょう。

行政で取り組むこと

- 地域のことや各種団体に関する様々な情報提供、広報活動の充実に努めます。
- 社会福祉協議会を通じてボランティア団体の育成・支援を行います。
- ボランティアセンターの運営を支援します。
- 町の行事において、可能な範囲でボランティアに協力要請しボランティアの活躍の場を作ります。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ボランティア団体等に対し、活動費の助成を行い、地域におけるボランティア活動を推進します。
- 地域や福祉施設などのボランティアニーズを把握し、適切なマッチングに努めます。
- ボランティア活動を安心して行うことができるように、個人や団体等にボランティア保険加入を促進します。

主要事業	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアセンター運営・ボランティア活動保険の受付窓口・ボランティア団体の運営費助成
------	--

今後の取り組み (2)地域活動組織の活性化

身近な地域活動組織である自治会、老人クラブ、育成会などについて、加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 自治会や老人クラブ、育成会などの活動について関心を持ちましょう。
- 自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう。

行政で取り組むこと

- 自治会の育成や活動の支援を図ります。
- 老人クラブや育成会などの活動を支援します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- いきいき壬雷クラブ連合会や子ども会育成会連絡協議会などの地域福祉団体の活動を支援し、活動の周知や活性化を図ります。
- 研修会や情報交換会などを開催し、地域活動組織の活性化や地域の支えあい・助けあい活動の推進を図ります。
- 社協だよりなどで、様々な地域活動組織などの活動を周知し、活動への参加・参画を促進します。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・団体助成事業（助成及び事務局担当） ・防災セミナー ・救急法（AED）講座 ・社協だよりの発行 ・ホームページの開設
------	---

基本目標2

ふれあい・支えあいづくり

基本目標2 ふれあい・支えあいづくり

施策の方向性 1. 地域でのふれあい、交流の場づくり

地域社会には、既存の福祉制度では対象とならない問題や複合化した問題等、公的なサービスだけでは対応しきれない課題が数多くあります。

こうした課題に対しては、地域社会で協力し、ふれあい・支えあい・助けあいの相互援助活動や住民活動で対応していく必要があります。

人と人とのふれあいや心の結びつきを大切にされた相互援助活動や住民活動の活性化を図ることによって、思いやりのある地域コミュニティを復活させることができると期待しています。

今後の取り組み (1)世代間交流の推進

保育所や幼稚園、小中学校における各種の行事等をとおして、地域の人や高齢者、障がい者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに若い世代に継承していきましょう。
- 育成会と老人クラブの活動の合同実施や、地域行事や保育所、幼稚園、学校で高齢者と子どもが交流できる機会をつくりましょう。
- 大人と子どもが自分の得意なことを教え合う場を設けるなど楽しく世代間で交流しましょう。

行政で取り組むこと

- 高齢者の知識や経験、技能等を活かし、子どもたちに伝統的な遊び、郷土芸能等を伝承する活動を支援します。
- 子どもが保育所や児童館などの施設等で高齢者と交流するふれあい事業を実施します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 高齢者と子どもたちがふれあえるように、世代間交流を積極的に実施し、地域の活性化と地域間のつながりを強化し、生きがいの持てる地域づくりを目指します。
- 子どもや高齢者、障がい者など、町民の交流の機会をつくり、相互理解を促進するとともに、地域における生きがいづくりを推進します。

主要事業	・世代間交流事業
------	----------

今後の取り組み (2)地域での交流活動の推進

町民主体で運営する町民交流事業の充実に努めるとともに、自治会などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人が交流できる機会の創出を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ゴミステーションでも何か一言ずつ声をかけあうなど、近隣との付き合いを深めるよう努めましょう。
- 地域の活動などに、進んで参加するようにお互い努力しましょう。
- 自治会などで行われる集会などに積極的に参加しましょう。
- 自治会や身近な地域で、話しあいや親睦の機会を持つようにしましょう。
- 日常的に近隣でお互いを頼ったり助け合ったりしましょう。

行政で取り組むこと

- 社会福祉協議会と連携し、交流活動を支援します。
- 地域の各種団体活動拠点の支援を行い、地域コミュニティの充実に努めます。
- 町民が交流できるイベントの充実に努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- ボランティア、町民、関係団体等の福祉への関心を高めるイベントについて、より効果的な実施に向けた検討を行うとともに、今後も関係団体と連携し、積極的な住民参加を促進します。
- お達者サロンの効果的な推進や運営上の課題に対し、きめ細やかな相談支援を行いながら、設置の促進に努めます。
- 地域での行事等を実施する際、機材や備品などの貸し出しを行います。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・お達者サロン運営支援 ・あじさいサロン[※]の運営 ・健康ふくしまつりの共催
------	--

※ あじさいサロン：障がいを持つ人たちが、スポーツやレクリエーション等を行い、社会参加や生きがいづくりに結びつく交流の場。

施策の方向性 2. 地域における支えあい助けあいの仕組みづくり

地域では民生委員・児童委員などが主に見守り活動を行っていますが、このような活動に加え、隣近所や身近な地域の住民が声かけやあいさつなどを通して日常的に見守る意識や体制づくりが求められています。

今後の取り組み (1)隣近所の交流への支援

近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民同士があいさつを交わし、親しみある地域社会をつくっていけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していきます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- あいさつ運動を進んで実践しましょう。
- 地域の交流の場に積極的に参加しましょう。
- 隣近所の住民との交流を意識するようにしてみましょう。

行政で取り組むこと

- 隣近所であいさつができる関係づくりをめざすため、地域住民同士の声かけやあいさつ運動を支援します。
- 様々な人が参加しやすい新たなイベントや行事の検討を、地域活動に取り組む各種団体に呼びかけ、実施に向けて支援します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 子どもや高齢者、障がい者など、町民の交流の機会をつくり、相互理解を促進するとともに、地域における生きがいづくりを推進します。
- 気軽に誰でも参加できるイベントや行事の企画を支援します。

今後の取り組み (2)見守り体制の充実

子どもや高齢者などが安心して地域で生活を営めるよう、地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう。
- 近隣に対して心配りをするようにし、回覧板をまわす時などに声をかけあいましょう。
- 見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう。
- 子どもには登下校の時だけでなく、いつも見守り、声かけをしましょう。

行政で取り組むこと

- 地域での見守り、声かけ活動を支援します。
- 個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。
- 見守りネットワークの拡大・推進に努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 町が実施する見守りネットワーク事業において、関係機関への情報提供、活動支援に努めます。
- 地域住民や自治会、民生委員・児童委員、関係機関などと協働し、見守り活動の強化と組織化を支援します。

主要事業

・高齢者見守りネットワーク事業

施策の方向性 3. 地域福祉のネットワークづくり

地域社会には、様々な組織、人材、施設といった地域（社会）資源があります。地域全体で支える福祉のまちを実現するため、こうした地域（社会）資源がネットワークを構築し、個々の地域（社会）資源の強みや連携・協力することにより生まれる新たな力を活かして、地域で抱える福祉課題への対応力を高めていきます。

今後の取り組み (1)多様な活動をつなぐネットワークづくり

地域には、自治会といった地域組織とボランティア団体や NPO 法人などといった組織があり、これらが連携しあうことが大変重要です。

そのため、地域組織と NPO 法人などといった組織の交流促進を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 回覧などの情報を、家庭のなかでお互いに伝えあいましょう。
- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう。
- 地域ごとに、自治会、民生委員・児童委員、育成会、老人クラブなどが連携し、交流を図るとともに他団体の活動内容を共有できる体制をつくりましょう。

行政で取り組むこと

- 地域活動団体間の連携強化のための取り組みを支援します。
- 地域活動団体やボランティア団体と関係する部署同士が連携し、活動の把握と情報の共有に努めます。
- 自治会などの地域活動を活性化するため、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携を支援します。
- 高齢者や障がい者の施設同士が交流できる場を設けるように努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域福祉活動を効果的に推進するために、関係機関・団体の連携・協働体制の強化を図ります。
- 地域の生活、福祉ニーズや生活・福祉課題の把握、またその課題の解決方法など、関係機関・団体との連携・協働で行える体制づくりに努めます。

主要事業	・地域支え合い推進事業
------	-------------

今後の取り組み (2)社会福祉協議会などの活動促進

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられています。町全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。

今後は、これまで以上に関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 社会福祉協議会の活動に関心を持ち、社会福祉協議会の事業を活用して、自ら地域福祉推進に取り組みましょう。
- 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう。

行政で取り組むこと

- 社会福祉協議会への支援・連携の強化を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、活動内容を周知します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 町民を始め関係機関及び関係団体と協力して、地域福祉に関する多様なニーズに対応した各種福祉事業を積極的に展開します。
- 社会福祉協議会の活動のPR及び地域福祉、ボランティア活動に関する理解や関心を得るために、最新情報を提供できる体制整備や内容の充実を図ります。
- 社会福祉協議会の理解促進を図ることで、会員拡大に努めます。
- 共同募金の配分金を活用、地域福祉事業の推進を図ります。

基本目標3

安心、快適な環境づくり

基本目標3 安心、快適な環境づくり

施策の方向性 1. 防災・防犯体制の充実

普段から地域で協力し、要援護者などの避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災等に関する情報提供をし、災害発生時や緊急時の支援体制を強化します。

また、犯罪のないまちづくりにむけて、町民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域における防犯活動に協力する体制づくりを進めます。

今後の取り組み (1)災害時における地域防災体制づくり

地震等の大規模災害が発生した際には、道路交通の寸断や同時多発する火災等により、町や消防による支援が困難となる可能性があるため、地域における防災体制の役割が非常に重要であると言えます。そこで、大規模災害等の“もしも”に対する強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防災体制の整備を促進します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 非常持出し袋や必要な物を揃えて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう。
- 各家庭で非常食を備蓄しましょう。(3日～7日分)
- 各家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡のとり方等を決めておきましょう。
- 各地域の避難経路上の危険箇所等の確認をしましょう。
- 「地域は地域のみんなで守ろう」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に、積極的に参加しましょう。
- 各地域に応じた体制で防災訓練の実施や災害時対策の検討を行いましょう。

行政で取り組むこと

- 全戸に配布している『壬生町防災住民マニュアル』の更なる内容浸透を図り、住民が浸水想定区域や避難所等を確認する機会を作ります。
- 食料品等を扱う企業と流通備蓄協定の締結を進めます。また、防災資機材等の備蓄を強化します。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 災害時、行政及び関係機関やボランティア団体と協力し、災害ボランティアセンターを設置します。
- 災害時、迅速かつ十分な福祉救援活動やボランティア支援活動ができるように、災害時対応マニュアルや災害ボランティアセンター設置マニュアルの定期的な見直しを行います。
- 災害時、迅速かつ的確に行動できるように定期的に講習会などを開催します。
- 災害時、災害ボランティアが迅速かつ十分な福祉救援活動やボランティア支援活動ができるように支援します。
- 災害時、被災世帯に見舞金及び救援物資の支給を行います。

主要事業	・災害ボランティアセンターの設置・運営 ・防災セミナーや講習会の開催 ・災害支援活動
------	---

今後の取り組み (2)要援護者の避難支援体制づくり

高齢者や障がい者などの災害時要援護者の方々が地域で安心して生活することができるよう、地域の住民や関係機関による災害時要援護者の避難支援体制の構築を支援します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 日頃から近隣と交流を持ち、災害が起きた場合の支援を頼っておきましょう。また、支援を必要とする人を把握することを意識しましょう。
- 災害時には、身近な若い人が中心となって、支援を必要とする人の手助けをできるように、地域で体制をつくりましょう。
- 防災訓練を実施し、地域での役割分担を明らかにしましょう。
- 災害に備え、自治会、民生委員・児童委員などで、支援を必要とする人を把握しておきましょう。

行政で取り組むこと

- 一人暮らしの高齢者や障がい者など、災害時要援護者に配慮した避難所機能の充実を図ります。
- 「壬生町要援護者対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携をとりながら災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難できるように支援をします。
- 地震等の災害時に自力で避難することが困難な方の避難支援体制を整えるため、災害時要援護者台帳の整備を図ります。
- 災害時に住民・行政・社会福祉協議会が協力して要援護者の避難支援ができるよう、日頃から要援護者避難支援についての周知・啓発に努めます。
- 要援護者の避難支援において、地域の福祉施設の機能を利活用することに努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 関係機関と連携し、災害時の支援体制の充実を図ります。
- 地域における災害時の情報収集、要援護者の把握、避難誘導などについて支援します。
- 高齢者や障がい者などの要援護者に対して、関係機関と連携し、災害後の生活支援体制の充実を図ります。

今後の取り組み (3)地域で取り組む防犯体制づくり

安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。

また、防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

さらに、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 子どもや高齢者にもわかりやすい方法で防犯を呼びかけていきましょう。
- 子どもたちの登下校時には、見守りを行うようにしましょう。
- 近隣の高齢者や障がい者と常時交流を持ち、不審者の出入りに注意するようしましょう。
- 子どもが地域で安心して遊べるよう見守りも行いましょう。
- 防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加しましょう。
- 防犯について、近隣同士で話し合いや情報交換などをして、みんなで防犯意識を高めましょう。

行政で取り組むこと

- 防犯に関する情報を発信し、防犯意識の高揚を図ります。
- 自主防犯パトロール隊を支援し、登下校時などの子どもの見守り活動を推進します。
- 地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、「子ども避難所」を充実します。
- 「子ども避難所」について大人にも子どもにも理解を深めてもらい、本来果たすべき機能やその機能を果たすために必要な事などについて、周知していきます。
- 高齢者を狙った悪質商法等の被害防止のため、警察署、関係団体・関係機関との連携を強化します。

社会福祉協議会で取り組むこと

○高齢者や障がい者などに対して、消費者被害を防止するため、情報提供や啓発活動を推進します。

主要事業	<ul style="list-style-type: none">・いきいき壬雷クラブ連合会の運営支援・お達者サロン運営支援・あじさいサロンの実施
------	--

施策の方向性 2. 保健・福祉サービスの充実

町民一人ひとりが、生涯にわたり、住み慣れた地域で安心して生活するためには、総合的な支援が必要です。

困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切なサービスが利用できるよう、利用者本位のサービスの確保が求められています。また、町民や社会福祉事業者と行政がともに考え、ともに行動することが大変重要となっています。

今後の取り組み (1)健康で活気のある地域づくり

長寿社会を迎えている今、すべての人が生涯健康でいきいきとした生活を送ることが大切です。そのため、人々の健康に対する意識の向上を図るとともに、病気の予防と早期発見に向けた普及啓発に取り組んでいきます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 定期的な健診を受けるように努めましょう。
- 生活習慣の見直しをし、健康管理に気をつけましょう。
- 日常に適度な運動を取り入れましょう。
- 身近に相談できるかかりつけ医を見つけましょう。
- 地域で健康づくりに取り組みましょう。

行政で取り組むこと

- 各種健診、健康相談、健康教室及び予防接種等の保健事業を実施します。
- 「広報みぶ」や公式ウェブサイトを活用し、年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。
- 乳幼児期からの規則正しい食習慣の確立に努めます。
- 休日診療や救急診療体制等の充実に努めます。
- 町内にある医療機関などを活用し、保健・福祉・医療の連携による子どもや高齢者、障がい者へのサービスの提供体制の充実に努めます。
- 介護予防事業の実施等、介護予防に関する情報提供を行います。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 障がい者の社会参加のきっかけ作りと、生きがい作りのためあじさいサロンを実施します。
- 高齢者が地域でいきいきと暮らせるように、地域社会と関わりを持ち続けるなど、生きがいづくりを推進します。
- 支援や介護が必要になった高齢者などが、自立した心豊かな生活が送れるように、介護保険事業と関連する福祉サービスとの連携強化を図ります。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あじさいサロンの実施 ・お達者サロン運営支援 ・いきいき壬雷クラブ連合会の運営支援 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業 ・居宅介護等事業
------	--

今後の取り組み (2)総合的な相談支援体制と情報提供の充実

必要な人に適切なアドバイスができるよう、また必要なサービスや支援を迅速に提供できるように、気軽な相談から専門的な相談まで「丸ごと」受け止められる包括的な相談支援体制づくりを進めます。また、町民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行い、きめ細かに行き渡るような工夫をしていきます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域における交流の場や専門職の相談窓口を活用しましょう。
- プライバシーに配慮しつつ、地域の生活課題を「我が事」としてとらえる気持ちで解決を図ることに努めるとともに、専門職の相談機関につなげるなど、協働して課題を解決することを意識してみましょう。
- 自治会や民生委員・児童委員などを中心に、一人暮らし高齢者、障がい者などの状況を把握していきましょう。
- 広報や公式ウェブサイトなどを見る習慣、知りたいことを聞く習慣を身につけ、福祉に関する情報を得るよう努力しましょう。

行政で取り組むこと

- 民生委員・児童委員への情報提供や研修の充実など活動を支援します。
- 社会福祉協議会や地域子育て支援センター、地域包括支援センター、NPO法人、福祉サービス提供事業者などの相談窓口の充実を支援します。
- 保健福祉に関する各種相談事業において、高齢者や障がい者、子ども、子育て世代からの相談、生活困窮者など住宅に配慮を要する方の相談、さらには虐待に関する相談や様々な理由により生活に困難を有する方の相談など個々のケースに応じた相談事業を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。
- 何らかの支援を必要とする方が、制度の狭間に陥ることがないように包括的に相談を受け付け、適切な支援へ繋がります。
- 町民からの相談を、適切なサービスにつなぐことができる体制を充実させ、各種専門家による相談業務を推進するとともに、包括的な相談体制を構築することに努めます。
- 保健、医療、福祉の連携を強化し、情報の提供体制を充実します。
- 受け取りやすい情報発信に努め、わかりやすい文章表記、色づかい等、広報やホームページの記載等に配慮します。
- レスパイトケア（介護の必要な障がい者・高齢者等がいる家族への支援、福祉サービスの利用などにより一時的に休息をとれるようにする）の周知・啓発に努めるとともに、レスパイトケアの一環として医療・保健・福祉の専門職に相談したりできる場（介護者サロン）等の充実を図ります。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 町民が抱える様々な生活上の悩みや問題などに関して、適切な助言や情報提供を行うための各種相談事業の充実に努めます。
- 広報誌「社協だよりみぶ」やホームページの内容充実に努め、町民への福祉サービスなどの情報を提供します。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談事業（心配ごと常設相談・弁護士相談） ・特定相談支援事業 ・障がい児相談支援事業 ・社協だよりの発行 ・ホームページの開設
------	--

今後の取り組み (3)成年後見制度、権利擁護の推進

認知症や障がいがあっても、適切なサービスを利用して、安心して地域や住み慣れた居宅で生活できるようにすることが必要です。特に、認知症高齢者の増加が予測される中で、成年後見制度の利用支援の充実を図る必要があります。そのため、制度の周知徹底を図るとともに、取り組みの充実を図ります。また、誰もが安心してサービスを利用できるよう、サービス利用に対する苦情対応に努めます。

また、高齢者・障がい者・児童などの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報啓発事業や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する理解を深めましょう。
- 支援やサービスが必要な人に対し、制度やサービスを活用することによって生活の質が高まることを伝えていきましょう。
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう。

行政で取り組むこと

- 成年後見制度の普及と利用支援に努めるとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（あすてらす）の普及を支援します。
- 各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員などと連携して、適切なサービスにつなげていきます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 日常生活自立支援事業（あすてらす）の周知を図り、判断能力が不十分な高齢者、障がい者などへの利用の促進及び支援の充実に努めます。
- 社会福祉協議会が培ってきた様々な相談のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。
- 成年後見制度の理解を深め、幅広い利用につなげるため、制度の普及啓発に努めます。

主要事業	・日常生活自立支援事業（あすてらす）
------	--------------------

今後の取り組み（4）ひきこもり対策

いわゆる”ひきこもり“を早期発見し、適切な支援に結び付けます。

ひきこもりは、本人や家族が悩みを抱え込んでしまい、早期に適切な相談窓口につながりづらい問題であると考えられます。他機関と連携しながら、ひきこもりの問題の解決に向けて、それぞれケースに合わせた対応を目指します。

高齢化が進む現代社会で、80代の親と引きこもりの50代の子どもの「8050問題」が注目されており、そのような方たちに対して適切な支援に結び付ける必要があります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ひきこもりに関する知識を得るよう日頃から関心を持ち、近隣にひきこもりで困っている人がいないか気を配りましょう。
- ひきこもりについて悩みや不安がある場合は、役場の窓口やポラリスとちぎ[※]などの電話相談窓口にできるだけ早めに相談しましょう。

[※]ポラリスとちぎ：ひきこもり、ニート、不登校など社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の相談を受け付け、様々な関係機関と連携して課題の解決を図る県の総合相談窓口です。

行政で取り組むこと

- ひきこもりの相談を受けた際には、関係機関や専門の支援員と連携して適切な支援に繋がります。
- ひきこもりの方が社会に出やすいように、地域住民へひきこもりに対する理解を広めることに努めます。
- ひきこもりの方またはその家族がすぐに相談できるように、相談窓口の周知に努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 行政、民生委員・児童委員、関係機関等と連携して、ひきこもりの相談に対応します。
- ひきこもりの方が定期的に通うことができる居場所づくりを推進します。
- 社会福祉協議会が培ってきた様々な相談のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。
- ポラリスとちぎの周知を図り、判断能力が不十分な高齢者、障がい者などへの利用の促進及び支援の充実に努めます。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談事業（心配ごと常設相談、弁護士相談） ・傾聴サロン「こらっせ」の運営支援
------	--

今後の取り組み (5)自殺対策について

自殺対策を町全体の問題として、自殺を防止するとともに、町民一人ひとりを含む、行政、関係機関等が一体となり、すべての命を大切に「生きる支援」ができる体制づくりを目指す必要があります。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 町民一人ひとりが自殺の状況や生きることの支援、命の大切さを理解し、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づいたら、必要な支援に繋げるようにしましょう。
- 地域活動の中で、心の健康づくりに関する悩みや不安、知識を得るなどの必要性がある場合は、役場の窓口にご相談しましょう。

行政で取り組むこと

- 住民から自殺関係を含む、心の健康に関する相談を受けた際には、適切な支援に繋がります。
- 住民の自殺を防ぐため、心の健康づくりや地域で活動する団体の支援、住民に対する普及啓発に努めます。
- 住民の相談に対し、適切に対応することができる人材の育成、地域における関係機関・団体等との連携体制づくりに努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 社会福祉協議会が培ってきた様々な相談のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。
- 行政や関係機関と連携して、自殺予防に関する正しい知識や情報の普及啓発に努めます。

今後の取り組み (6)生活困窮者対策の推進

平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、また平成27年に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。生活保護受給に至る前の段階での支援の強化や生活困窮世帯の子どもが引き続き生活困窮に陥らないような支援を行うことが必要です。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 日頃から生活困窮者支援に関する情報の収集に努めましょう。
- 近所で生活困窮が疑われる人がいたら、民生委員や町など関係機関に連絡しましょう。

行政で取り組むこと

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者に関する情報を的確に把握するとともに、相談体制の充実を図ります。また、支援を必要とする人を関係機関につなぎます。
- 県の自立支援相談員と連携し、生活困窮者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。
- 県と連携して生活困窮世帯の児童・生徒への学習支援を行います。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 緊急的に生活が困窮し支援が必要な町民に対し、食糧を提供することで、安定した生活が送れるように支援します。
- 町民からいただいた学校制服などを就学に必要な生活困窮世帯に提供することにより、経済的支援と資源の有効活用に努めます。
- 生活困窮者や経済的支援が必要な町民に対し、資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。
- 生活困窮者の自立に向け、生活習慣や社会能力が身に付くように、就労準備の支援を行います。

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・フードサポーター登録事業 ・学校制服リサイクル事業 ・資金貸付事業 ・就労体験事業
------	---

施策の方向性 3. 暮らしやすい生活環境の充実

まちが美しく保たれ、誰もが自由に外出や移動ができる、安全で快適な生活環境が形成されることは、地域福祉実現のためには必要なことです。

町民一人ひとりにとって、自分たちの住む地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域住民の協力のもと、まちの環境美化に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に立ち、外出・移動しやすい環境づくりを推進します。

今後の取り組み (1) 快適に暮らせる環境づくり

誰もが心地よい環境で快適な生活が送れるよう、身近な地域やまちを美しく保つ取り組みを推進します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 町民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。

行政で取り組むこと

- 町民のモラルやマナーを向上するための広報・啓発活動に取り組みます。
- 地域の清掃活動や美化活動の周知を図り、町民の参加促進を図ります。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 地域の清掃活動や美化活動を行うボランティア団体等の支援を行います。
- バリアフリーや、ユニバーサルデザインの考え方の啓発に努めます。
- 外出・移動しやすい環境づくりを推進します。

今後の取り組み (2)バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーについての啓発活動に努めるとともに、高齢者や障がい者、子育て家庭などをはじめ、外出・移動手段の確保に努めます。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう。
- 点字ブロックの上や狭い道路に障害になるものを置かないようにしましょう。
- 家族が送迎するなど、外出や移動の際はお互いに協力しましょう。
- 隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買い物支援を進めましょう。

行政で取り組むこと

- 歩道を整備するなど、安全な道路環境の整備に努めます。
- 高齢者や障がい者、子育て家庭など、様々な人の意見を反映し、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。
- 新たに公共施設を整備する場合は、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れるように努めます。
- 公共性・緊急性の高い場所のバリアフリー化に努めます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインについて広報・啓発活動に努めます。
- 外国から来た方々も過ごしやすい環境づくりを目指します。
- 高齢者や障がい者、子育て家庭などをはじめ、外出・移動手段の確保に努めます。

社会福祉協議会で取り組むこと

- 歩行困難な高齢者や障がい者の方で車いすが一時的に必要となった方に、無料で車いすを貸し出すことで社会参加の促進を図ります。
- リフト付きワゴン車「愛あい号」を貸出し、車いす利用者の外出等を支援します。
- 町内小学校において車いすバスケットボール交流事業や、高齢者疑似体験用具などの貸出しを行い、バリアフリーに関する意識を啓発します。

主要事業	<ul style="list-style-type: none">・車いすの貸出・リフト付きワゴン車の貸出・車いすバスケットボール交流事業・福祉体験用具などの貸出
------	---

第5章

計画の実現のために

第5章 計画の実現のために

1. 計画内容の周知徹底

町民一人ひとりが地域における支えあいやふれあいの必要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、「広報みぶ」、「社協だより みぶ」や公式ウェブサイトで計画内容を公表します。また、各種行事や活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、町民への周知徹底に努めます。

2. 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、保健・医療・福祉のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたっているため、健康福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、本計画及び関係諸計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他各種の関係機関・団体とも連携を図りながら、地域福祉を推進していきます。

3. 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、健康福祉課と社会福祉協議会が事務局となり、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

<町民の皆様へ>

この冊子は、第2期壬生町地域福祉計画・壬生町地域福祉活動計画について、計画策定委員会で十分に協議してまとめたものです。

町民のみなさまには、本計画の内容を理解していただき、“自分が地域のためにできることは、何かあるのか？”を考えながら生活してもらえればと思います。

地域での過ごしやすさは、行政だけでなく関係機関や町民一人ひとりの協力があって実現するものです。「地域福祉」という言葉は、固く難しいものに聞こえてしまうかもしれませんが、まずは、自分が今いる地域で楽しく過ごすためのことを考えてみてください。もしくは、これから先、自分がこの地域でどのような生活を送りたいか考えてみてください。その実現のために、自分が置かれている今の環境に妥協せず、周りの環境を変えることを考えてみてください。

本計画から、地域での自分のくらしやすさのために、自分ができそうなことを見つけて実践してみてください。（自助）

そして、自分一人で地域の環境を変えることは難しいです。ぜひ、隣の人と、地域の住民と手を取り合い、助け合いながら住みやすい環境づくりを進めていってください。（互助）

また、助け合いが制度化されている社会保険制度などによって、私たちは家族や隣近所だけでなく数多くの人々と負担やリスクを分散させ、助け合うことができます。（共助）

こうして、「地域福祉」について考えてみたときに、もし何か悩みができれば一人で考え込まずに行政や社会福祉協議会などに相談してもらえればと思います。（公助）

行政も、社会福祉協議会も、町の「地域福祉」向上のために、本計画の内容を精一杯実施していきます。

最後に、「地域福祉」を向上させるのも、「地域福祉」がどのくらい向上したのか測るのも、中心となるのは、壬生町で日々生活している皆様です。

壬生町をより住みやすい町にするために、みんなで考え、行動していきましょう。

この計画が、みなさまの一助となり、そのきっかけになれば幸いに存じます。

平成31年3月

壬生町

壬生町社会福祉協議会

資料編



1. 策定の経過

月日	会議名等	備考
平成 30 年 1 月 24 日～ 2 月 7 日	壬生町地域福祉に関する町民アンケート調査	町内在住の 20 歳以上の町民
平成 30 年 6 月 5 日	地域懇談会	
7 月 31 日	第 1 回壬生町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画概要 ・町民アンケート調査報告 ・地域懇談会報告
10 月 17 日	壬生町地域福祉計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画概要 ・地域福祉計画素案検討
10 月 23 日	第 2 回壬生町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画素案検討 ・パブリックコメントについて
平成 30 年 12 月 3 日～ 平成 31 年 1 月 11 日	パブリックコメント実施	
2 月 13 日	第 3 回壬生町地域福祉計画策定委員会	

2. 壬生町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年11月12日
要綱第17号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく地域福祉計画を作成するため、壬生町地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員の数は、15名以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、民生部健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月12日から適用する。

別表（第3条関係）

壬生町地域福祉計画策定委員会

	所属名
1	壬生町社会福祉協議会の代表者
2	壬生町自治会連合会の代表者
3	壬生町民生委員児童委員協議会の代表者
4	壬生町防犯連絡協議会の代表者
5	北地区包括支援センターの代表者
6	南地区包括支援センターの代表者
7	壬生町心身障害児者親の会の代表者
8	壬生町PTA連合会の代表者
9	社会福祉法人せせらぎ会の代表者
10	石橋地区消防組合の代表者
11	壬生町医師会の代表者
12	獨協医科大学病院の代表者
13	とちぎ訪問看護ステーションみぶの代表者
14	公募委員
15	公募委員

3. 壬生町地域福祉活動計画策定基本方針

社会福祉法の規定により、「地域福祉の推進」が掲げられ、計画的な推進が求められている。

壬生町においては、平成 29 年度から第 2 期地域福祉計画の策定が始められた。そこで、壬生町社会福祉協議会では、町で策定される地域福祉計画との整合性を図りながら、民間の視点に立った地域住民主体の福祉活動の推進を目指すことを基本とした地域福祉活動計画を策定するものとする。

1 趣 旨

地域での福祉課題を整理し、地域福祉活動の目標を掲げて、町民全体で活動を推進するための計画として、「壬生町地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定する。

2 目 的

活動計画は、町内各地域の住民・団体の参加を得て、各地域での解決すべき福祉課題を把握して、各地域での解決に向けた活動の内容を明らかにし、また、町民全体で取り組むべき活動の内容についても明らかにする。

3 策定期間

平成 29 年度を策定初年度とし、平成 30 年度中の策定を目指すものとする。

4 計画期間

平成 31（2019）年度から 2023 年度の 5 年間とする。

5 策定体制

活動計画策定にあたっては、以下の体制で臨むものとする。

（1）活動計画策定委員会

各地域での地域福祉活動を推進するとともに、町民全体による地域福祉活動を推進していくために、計画策定にあたって、町民各階各層の意見をまとめ、計画案を作成する組織として活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を組織するものとする。委員会は、町で策定する地域福祉計画との整合性を図るため、地域福祉計画策定委員を充てるものとする。

（2）補助組織

計画策定にあたって、町民各階各層の意見をまとめるために、地区及び当事者団体・福祉活動団体等による懇談会を開催する。

（3）理事会及び評議員会

委員会が策定した活動計画案を承認・決定する機関とする。

（4）事務局

本会の職員で構成され、計画策定に係る事務支援を行うものとする。

4. 壬生町地域福祉計画策定委員会委員名簿

◎：委員長

	委員名	所属名	担当課
1	◎ 大橋 信行	壬生町民生委員児童委員協議会の代表者	健康福祉課
2	大西 良雄	壬生町自治会連合会の代表者	生活環境課
3	森島 淳	壬生町防犯組合連絡協議会の代表者	生活環境課
4	篠崎 美江	北地区包括支援センターの代表者	健康福祉課
5	塚原 文恵	南地区包括支援センターの代表者	健康福祉課
6	石山 安子	壬生町心身障害児者親の会の代表者	健康福祉課
7	落合 章利	壬生町PTA連合会の代表者	生涯学習課
8	松野 直之	社会福祉法人せせらぎ会の代表者	健康福祉課
9	足助 隆	石橋地区消防組合の代表者	総務課
10	橋本富美子	獨協医科大学病院の代表者	健康福祉課
11	藤田みかる	とちぎ訪問看護ステーションみぶの代表者	健康福祉課
12	落合 広美	壬生町社会福祉協議会の代表者	健康福祉課
13	外山 幸江	公募委員	健康福祉課

壬生町地域福祉計画・壬生町地域福祉活動計画

平成 31 年 3 月

発行 壬生町／社会福祉法人 壬生町社会福祉協議会

壬生町民生部健康福祉課

電話 0282-81-1883

URL <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>

社会福祉法人 壬生町社会福祉協議会

電話 0282-82-7899

URL <http://mibu-shakyo.net/>



©TOMYTEC /イラスト:MATSUDA98

左：おもちゃのまちPRキャラクター 壬生ゆうゆ/右：壬生町特別広報官 壬生むつみ